

学校管理下における 危機管理マニュアル

～事象別危機管理の要点～

長崎市立深堀中学校

も く じ

◇ 緊急連絡先一覧	1
◇ 学校管理下の事故と対応	2
◇ 「長崎市立深堀中学校情報セキュリティポリシー要綱」	5
◇ 学校危機管理基本方針	9
◇ 学校事故等への対応(基本的な流れ)	11
◇ 長崎市の生徒指導基本構想図	14
◇ 事象別危機管理の要点	
1 いじめ	18
2 いじめによる不登校の場合	20
3 不登校生徒の再登校に係る対応	21
4 別室(保健室等)登校に対する対応	21
5 インターネットの掲示版上での誹謗中傷	22
6 インターネットトラブル 未然防止・再発防止のために	23
7 「ネット上のいじめ」が発見された場合の生徒への対応	25
8 携帯電話への対応	26
9 万引き	27
10 校内生徒間暴力	28
11 喫煙・薬物乱用	31
12 深夜徘徊・無断外泊・家出	32
13 凶器携帯	33
14 対教師暴力・授業妨害	34
15 すぐ切れて暴力を繰り返す	35
16 自殺予告電話への対応	35
17 茶髪と異装についての対策	36
18 器物損壊	37
19 恐喝(加害)	38
20 恐喝(被害)	38
21 性に関する問題行動	40
22 わいせつ行為による被害	42
23 校内での盗難	43
24 不審者遭遇	44
25 保護者からの苦情等	47
26 学級がうまく機能しない状況	47
27 不審者の侵入	49
28 個人情報の管理について	51
29 相談・苦情への対応	52
30 盗難(生徒の起因)	54
31 地震(津波)が発生した場合	56
32 原子力災害が発生した場合	57

緊急連絡先一覧

	施設・設備・関係機関	電話番号
1	大浦警察署	8 2 9 - 0 1 1 0
2	長崎県警	8 2 0 - 0 1 1 0
3	深堀交番	8 7 1 - 3 4 1 0
4	長崎市中央消防署	8 2 0 - 0 1 1 9
5	災害時優先電話	8 2 2 - 7 9 6 4
6	火事情報サービス	0 1 8 0 - 9 9 - 9 0 0 1
7	市教委学校教育課	8 2 9 - 1 1 9 5
8	〃 健康教育課	8 2 9 - 1 1 9 7
9	〃 施設課	8 2 9 - 1 1 9 2
10	長崎市子育て支援課	8 2 9 - 1 2 7 0
11	長崎市こどもみらい課	8 2 5 - 1 9 4 9
12	長崎市教育研究所	8 2 4 - 4 8 1 4
13	長崎こども・女性・障害者・支援センター	8 4 4 - 6 1 6 6
14	セブンタクシー	8 7 1 - 3 1 7 7
15	港南タクシー	8 7 1 - 4 1 7 9
16	長崎記念病院（深堀町 1 - 1 1 - 5 4）	8 7 1 - 1 5 1 5
17	たくま医院（深堀町 3 - 1 0 6 - 2）	8 7 1 - 3 4 7 8
18	市民病院（新地町 6 - 3 9）	8 8 2 - 3 2 5 1
19	十善会病院（籠町 7 - 1 8）	8 2 1 - 1 2 1 4
20	救急医療案内（長崎市消防局）	8 2 5 - 8 1 9 9
21	セコム長崎統括支社	8 2 4 - 6 6 2 2

学校管理下の事故と対応

不慮の事故が発生したとき、混乱することなく、迅速かつ的確に対応ができるよう、全教職員の共通理解と協力のもとに万全の体制を確立しておくことが大切である。

1 事前措置

- (1) 日ごろより、事故発生時の緊急連絡網、生徒の緊急連絡先を用意しておく。
- (2) 事故発生時に適切な応急手当、救急態勢がとれるように全教職員に周知しておく。
- (3) 心肺蘇生法（AED の使用法を含む）の実習等を含めた救急法の校内研修会を実施する。

2 事故発生時の対応

- (1) 応急手当を適切に行う。（原則として第一次的には発見者、第 2 自適には養護教諭等）
- (2) 校長、学校医等と相談し、指示に基づいて、医療機関（救急車の手配）や保護者に対する連絡を行う。
- (3) 生徒の動揺を防ぎ、二次災害を阻止するための安全確保を行う。
- (4) 病院へ運ぶ際には、緊急の場合を除き、保護者が希望する病院の有無を確かめる。
- (5) 事故の程度や状況に応じ、市教委や警察等の関係機関への報告を行う。
- (6) 教職員全員が事故についての共通理解をもつ。
- (7) 外部への対応は、窓口を一本化し、情報が混乱することがないようにしておく。
- (8) 保護者への連絡はできるだけ速やかに、予測や推測を交えず、事実を正確に伝え、誠意を持って対応する。

3 事故後の対応

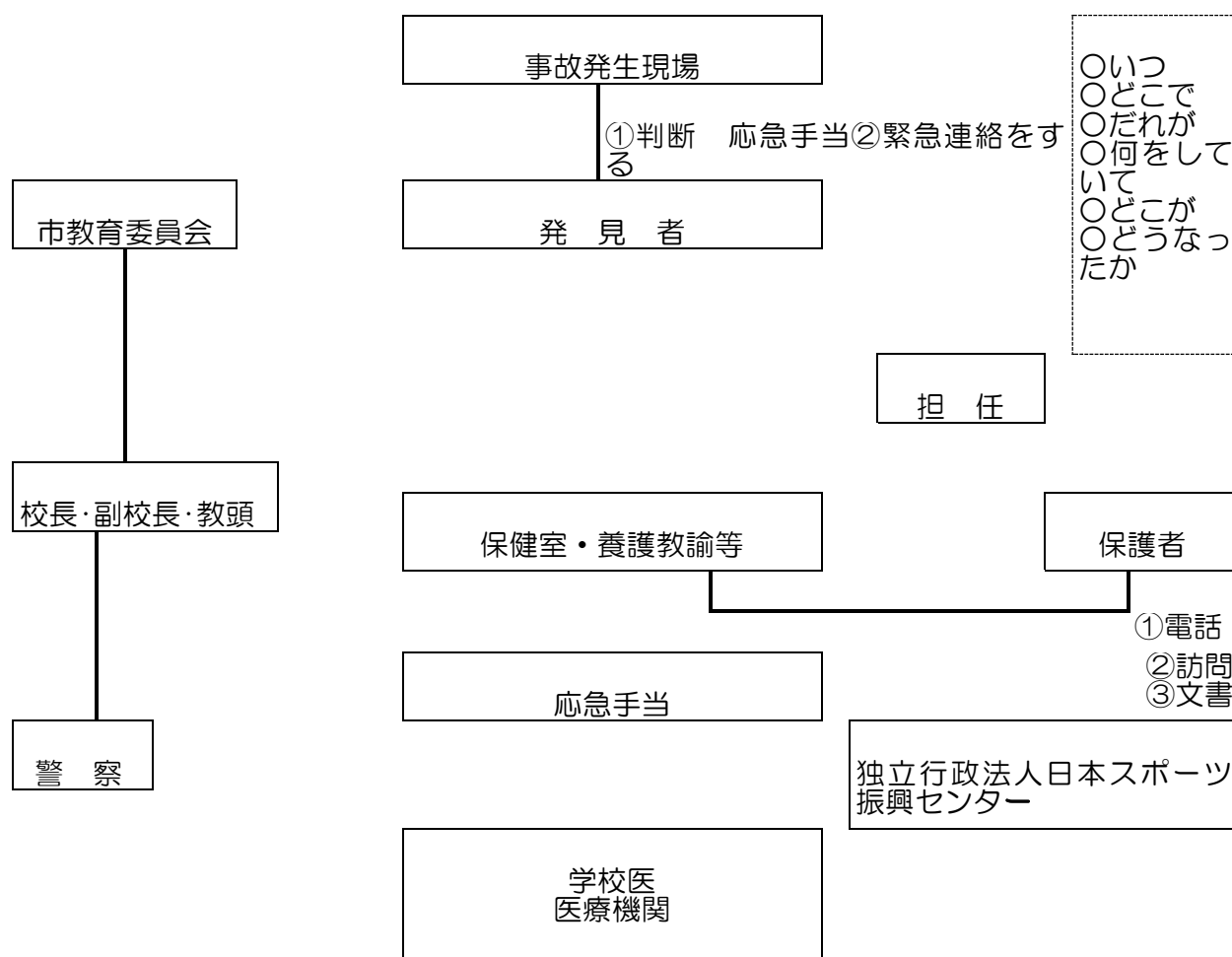
- (1) 事故発生からの対応を時間を追って記録しておく。
- (2) 保護者に対し、学級担任等から独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費等の支払い請求手続きを説明し、請求漏れのないようにする。
- (3) 全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導を徹底し、事故防止を図る。
- (4) 事故の原因となった施設等を点検し、速やかに改善する。
- (5) 遊具等で事故が起きた場合は、原因を明らかにし、使用停止、改修等の措置を講じたり、生徒に使い方等の指導を徹底したりする。
- (6) 傷病者や保護者に誠意を持って継続的に対応する。

4 学校の管理下となる場合

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第 5 条）

- (1) 生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- (2) 生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
- (4) 生徒が通常の経路及び方法により通学する場合
- (5) 全各号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合

医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡体制



5 特に留意すべきこと

- ① 生命の維持を最優先し、全教職員が適切な応急手当、救急態勢がとれるように周知しておく。
- ② 救急車の手配は事故の状況を把握したうえで、管理職の承諾を得て要請する。
(緊急を要する場合、管理職不在の場合は、発見者等が直接救急車を手配する)
- ③ 病院へ運ぶときは、緊急の場合を除き、保護者が希望する病院の有無を確認する。
- ④ 病院へ運ぶときは教職員が同伴する。
- ⑤ 事故について、保護者に事故発生状況、程度、今後の対応など詳細に納得のいく説明をする。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターより給付金が支給される場合は、手続きを行い、保護者へも連絡しておく。
- ⑥ 管理職は、事故発生経過及び対応や応答を簡潔かつ正確に記録しておく。

6 救急車の呼び方

- ① 局番なしの119番
- ② 救急車をお願いします。
- ③ 学校名 長崎市立深堀中学校

- ④ 所在地 長崎市深堀町1丁目604番地
- ⑤ 電話番号 871-3037
- ⑥ 鶴洋高校の裏道から直進800M 裏門に着く
- ⑦ 事故者の人数、氏名、性別、年齢、事故発生後の状況を簡潔に報告
- ⑧ 救急車の到着までの観察事項、処理事項を記録し心にとめておき、救急隊員に引き継ぐ。

長崎市立深堀中学校情報セキュリティポリシー要綱

1 目 的

教育の質の向上や、学校経営の改善と校務処理の効率化を目的に、本校における情報化を進めるにあたり、生徒及び保護者、教職員、その他地域住民等の個人情報をはじめとする情報資産を、漏洩や改ざん、コンピュータウイルスによるシステム障害などの脅威から防御することは、保護者や地域住民等から信頼される学校づくりには必要不可欠である。

そのため、学校の情報資産に対する情報セキュリティ対策を整備することを目的に、長崎市立深堀中学校情報セキュリティポリシー（以下、「セキュリティポリシー」という。）を定めるものとする。

2 定 義

（１）情報資産

情報資産とは、学校において扱うすべての校務に関わる情報をいう。

（２）情報セキュリティ

情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

3 適用範囲

本校の情報資産に関する業務に携わるすべての職員を対象とする。職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 セキュリティポリシーの位置づけと教職員の義務

セキュリティポリシーは、本要綱と「長崎市立学校等におけるネットワーク利用に関するガイドライン」「長崎市教育情報ネットワーク管理要綱」「長崎市立学校情報セキュリティ管理要綱」により構成され、学校の情報資産に対する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にまとめたものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

したがって、学校の情報資産に関する業務に携わるすべての教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、校務の遂行にあたってセキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

5 情報セキュリティ管理体制

（１）校長を本校の情報資産管理者とし、教育活動における情報資産の効果的で安全な運用管理についての権限を持ち責任を負う。

（２）情報資産担当者は、校長に情報資産保護に必要な情報を提供し、その指示によって本校の情報セキュリティ対策を推進する。

6 情報資産への脅威

セキュリティポリシーを策定する上で、情報資産を脅かす脅威の発生度合いや発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

- (1) 部外者による故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去・機器及び媒体の盗難 等。
- (2) 教職員による意図しない操作、故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去・機器及び媒体の紛失・盗難及び規定外の端末接続によるデータ漏洩等。
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等による校務の停止。

7 組織・態勢

- (1) 校長は、すべての情報セキュリティに関する権限及び責任を負う。
- (2) 責任者は、システムを利用する教職員向けに、システムの利用及びセキュリティ対策に関する研修を定期的実施する。研修内容は、概ね次のとおりとする。
 - ① コンピュータセキュリティ対策の基礎
 - ② ネットワーク利用にあたっての守るべき事項 等
- (3) 教職員は、異動等の場合には知り得た情報を学校外において漏らしてはならない。
- (4) 新任・転任者には、情報セキュリティの研修会を行う。

8 情報セキュリティ対策

上記6で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

- (1) ネットワークは、常に最新の状態を保持するとともに、保管場所を明らかにしておく。
- (2) 情報セキュリティ担当者は、サーバー等の管理を行い、共有フォルダについて定期的に点検整理しておく。
- (3) ネットワークに接続されたコンピュータでは、次のことをしてはならない。
 - ① 指定されたソフトウェア以外を不必要にインストールして利用すること。また、ライセンスなしの違法なインストールはしない。インストールを行う際は、校長に許可を得てから行う。
 - ② インターネットやメールを利用した物品売買や交換など、金銭にかかわること。
 - ③ コンピュータウイルスに感染されている恐れのあるファイル(メールの添付ファイルを含む)
や出所不明の不審なメールを開くこと。
- (4) 私的なコンピュータをネットワークに接続してはならない。
- (5) 常にコンピュータウイルスの発見、駆除に努め、ウィルスソフトは、常に最新のものに更新しておく。
- (6) 校長は、ネットワークに接続されたコンピュータが、コンピュータウイルスに感染された恐れが発生した場合は、感染した疑いのあるコンピュータをネットワークから隔離し、速やかに市教育委員会に届け出るとともに、正常に作動するように復旧されるまで、インターネット並びにネットワークシステムの利用を停止する。また、原因を解明するなど、事故の再発を防止する。

9 個人情報の保護

- (1) 個人用パソコンはいかなる理由があろうとも市教委ネットワークで利用してはならない。
- (2) 校務用パソコンで私用のUSBメモリ等の記録媒体を使用してはならない。
- (3) 校内で使用するすべてのパソコン（サーバー以外）に、個人情報等を含むデータを保存しない。また、個人情報等はサーバーで管理する。
- (4) 不要になったハードディスク上の情報は速やかに削除する。
- (5) 不要になった記録媒体を廃棄するときは、重要な情報を復元できないよう処理をしてから廃棄する。
- (6) 校務用パソコンには、第3者による端末の不正操作を防ぐため、必ずパスワードを設定する。
- (7) 無断で端末及びUSBメモリ等の記録媒体を校外に持ち出さない。
- (8) 生徒に関する指導記録、名簿、成績など長崎市立学校情報セキュリティ管理要綱の区分Aのデータは、校外へ持ち出してはいけない。
なお、区分Bに記載されているデータについては、校長の許可を得て持ち出すことができる。その際には、学校で準備したUSBメモリを活用すること。USBメモリは、常に体から離さず保管し、紛失することがないように十分注意する。
- (9) 自宅で作業する場合は、次のことを遵守する。
 - ①最新のウィルス対策ソフトウェアでチェックされていること
 - ②ファイル交換ソフトがインストールされていないこと
 - ③インターネットから遮断されていること
 - ④本体ハードディスク内にデータを残さないこと

10 インターネット及びWebメールの利用

- (1) インターネットの利用は、教育活動のための情報検索のみに限定することとし、公私混同のないようにする。
- (2) メールをやりとりする場合は、教育研究所が発行するメールアドレスで行う。
- (3) メールは送信後、取り消すことはできないので、個人情報等をメールで送信または添付しない。また、メールアドレスを入力する際は、誤送信がないよう、細心の注意を払う。

11 その他

- (1) 長時間、席を外すときはパソコンやモニターの電源を切るか、ログアウトする。
- (2) ウィルス感染、個人情報漏洩やUSBメモリーなどトラブルが発生した場合は、速やかに校長に報告する。

12 評価

本要綱は、常に実態との相違点を見直し、必要な場合は修正し更新を行う。

区分A 持ち出し禁止

※ 個人情報並びに公務上、特に高度の秘密に関する情報

○生徒の学籍・生活に関する情報 ○指導要録 ○A票 ○成績一覧表
○健康診断関係 ○身体測定結果 ○保護者の住所等の個人情報
○個別支援シート ○生徒指導の記録 ○事故報告 ○生徒の出欠の記録
○進路関係資料 ○卒業者報告 ○就学者報告 ○SC・SSW申請書
○学力調査データ ○職員の個人情報 等

区分B 原則持ち出し禁止：校長の許可を受け、厳重に漏えい対策をした上で持ち出し可能

※ 公開を予定していない対外的ない秘密保持を要する情報

【 生徒・職員が記されたデジタル及び紙媒体のデータ 】
○評価テスト記録 ○各種テスト記録 ○授業記録 ○提出物記録
○レポート記録 ○生徒・職員名簿 ○通知表 ○緊急連絡網
○学習指導記録簿※ ○学級通信※

【 漏えいすると周囲への影響が考えられるデジタル及び紙媒体のデータ 】

はじめに

生徒指導とは、一人一人の生徒の好ましい人格の形成を目指した教職員の組織的・機能的な営みであり、あらゆる教育活動をとおして、一人一人の児童生徒に対し実践されるべきものです。

その機能の充実には、教職員一人一人の資質の向上と開かれた組織としての指導体制の整備が肝要であるとともに、現実には起きている、あるいは想定される生徒の問題行動等や学校事故への対応についても、日頃から万全の体制を備えておく必要があります。

このマニュアルは、事故・事件の事例を掲げ、1つ1つの事例ごとに、危機発生時や危機収束後の対応策、日頃からの予防策等について標準的・共通的な項目を1つのサンプルとして危機管理の基本を示しました。

ハインリッヒの法則に、「1つの事件(事故・事案)の陰には、29の前兆と300の潜在的な危機的状況が存在する」とあります。子どもの日常生活の安定を図るとともに、危機を感じとる鋭い感性が教師には求められています。

事故(事件)が発生した後に費やすエネルギーよりも、事故(事件)を未然に防ぐための日常の予防としての教育活動に費やすエネルギーがどれほど少なくて重要であるかをしっかりと肝に銘じておきましょう。

最大の対策は、全て「日常の教育活動」にあり、「凡事徹底」であることを心に留めておきましょう。

万一、事件(事故)に遭遇した場合は、当事者の気持ちになって対応することを基本に、学年体制、学校の組織総力とPTAや地域の支援を最大限に得て、誠心誠意取り組んでいくこととします。

本資料を参考に、問題行動等や学校事故の予防や適切な対応に努めるとともに、生徒指導の一層の充実を図るようお願いします。

1 学校危機管理基本方針

(1) 危機管理の必要性

危機管理は、言うまでもなく、学校生活全般にわたって発生する可能性を持つ事件や事故への対応策である。

学校危機管理のねらいは、児童生徒の生命を守り、安全・安心を確保することである。

そのためには、平素から緊急事態を想定し、危機管理マニュアルを確認し、全教職員が組織的に対応することで、被害を未然に防ぐことが肝要である。

また、事案が万一発生した場合には、被害を最小限にとどめるようにすることである。

(2) 危機管理の目的

危機管理とは、各学校の教育目標達成を阻害する要因の是正に向けて、学校が以下の目的を持って組織的に取り組むことである。

- ①児童生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること。
- ②迅速な対応で被害を最小限度に押さえ、学校を安定した状態に保つこと。
- ③教職員と児童生徒及び保護者との信頼関係を保つこと。
- ④学校に対する地域住民や市民からの信頼を得ること。

■ 危機に対する感性を磨いて、危機の兆候を積極的に察知する。

■ 迅速かつ的確にそして組織的に対応することが可能な体制を学校をあげて整備する。

■ 危機発生時に、教職員は児童生徒等の生命及び身体の安全確保を図るとともに、平常時及び危機終息後においても、施設の点検等安全管理に努める。

■ 危機発生時には迅速かつ的確な対応を行い、児童生徒等への影響を可能な限り最小限にとどめる努力を行う。

■ いかなる事態が起ころうとも、組織として活動ができる体制を確立する。

■ 地域社会や関係機関、保護者等との連携を強化する。

(3) 危機管理の段階

① 危機の予知・予測

過去に発生した事例から、危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、危機の予知・予測に努める。

また、子どもたちや社会環境、自然環境などの変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し、予知・予測に努める。

② 危機の防止または回避・危機対処の諸準備

平常時においても、児童生徒に対する教育等を実施するほか、施設・設備に関する定期的な点検等を行うなど、危機への未然防止に向けた取組を行う。

● 「本当にこれで大丈夫だろうか」という意識をもって教育活動に取り組み、疑問に思ったら、躊躇せず管理職等に連絡する。

● 職場で困難な問題やトラブルが発生したら、決して1人で抱え込むことはせず、管理職または学年主任等に相談し、迅速に解決を図る。

● 常日頃から、「迷ったら報告」「とりあえず第一報」「悪い情報ほど早く」「想定外はない覚悟で」を実践する。

③ 危機発生時の対応

危機が発生した場合、「生命の尊さ」を最優先し、児童生徒及び教職員の安全の確保を図るとともに、全教職員が一致協力して危機に対応することが重要である。

また、発生が確認できた段階で直ちに最低限必要な初動体制を確立することが初期の対応として重要である。初期対応につまずくと最後まで立ち直れずに問題解決が困難になることが多くあることをしっかりと認識しておく。

④ 危機の再発防止

危機終息後において、危機への取組状況を組織を上げて点検し、再発防止に向けた取組を行う。

2 危機の予防対策

(1) 生徒の健康状況の把握・教育相談の充実

① 学校や家庭のことなど、どの児童生徒も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人一人の児童生徒に教職員が積極的に声をかけ、不安や悩みなどが気軽に打ち明けられる信頼関係を確立し、相談体制の充実を図る。

② 自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ児童生徒に伝えておく。

(2) 保護者との信頼関係の構築

家庭での児童生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、日頃から学校での情報等を積極的に連絡し、協力関係を築いておく。

(3) 健康・安全指導の徹底

(4) 各種備品等の安全点検

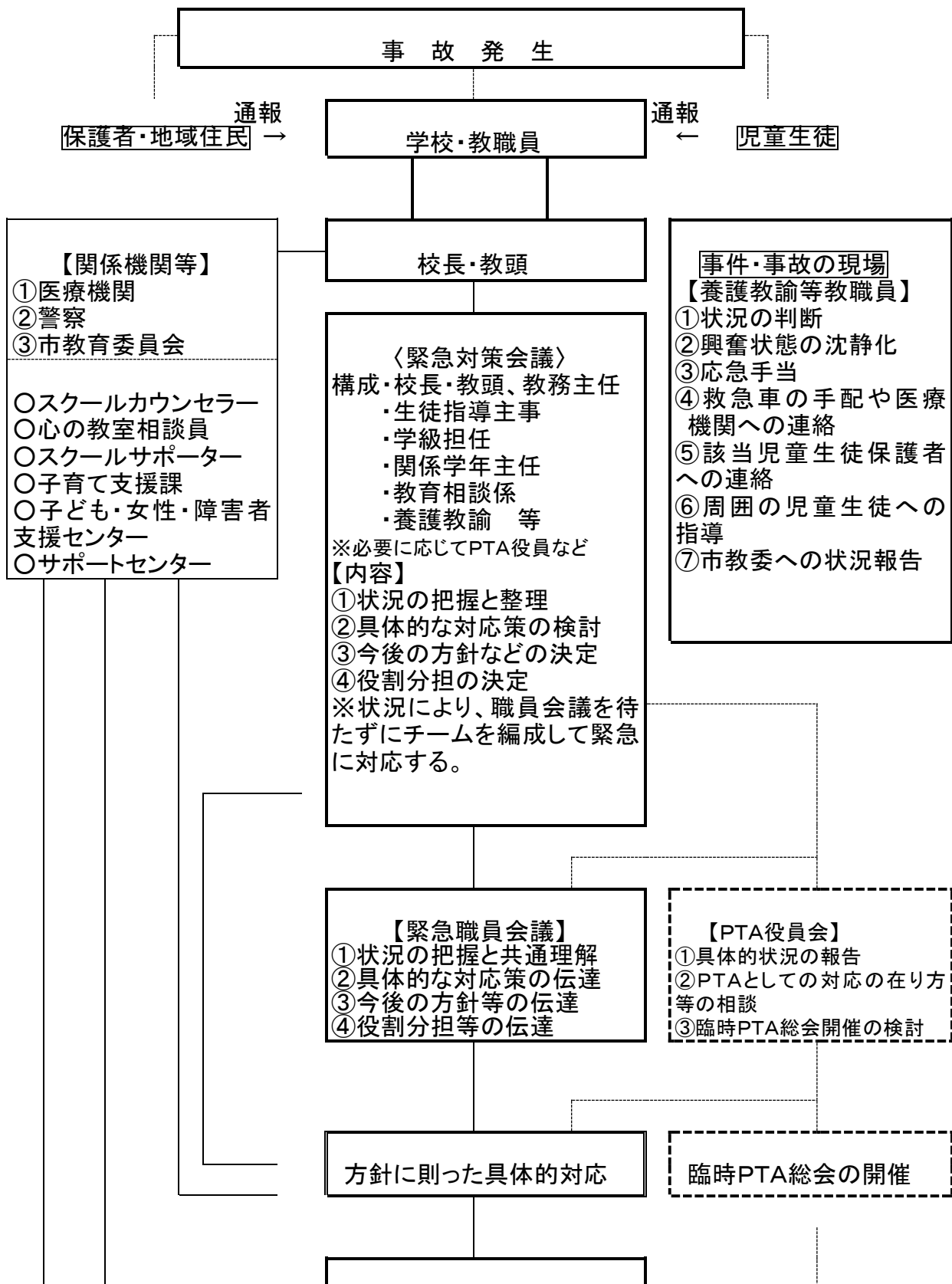
(5) 講習会・研修会・訓練の実施

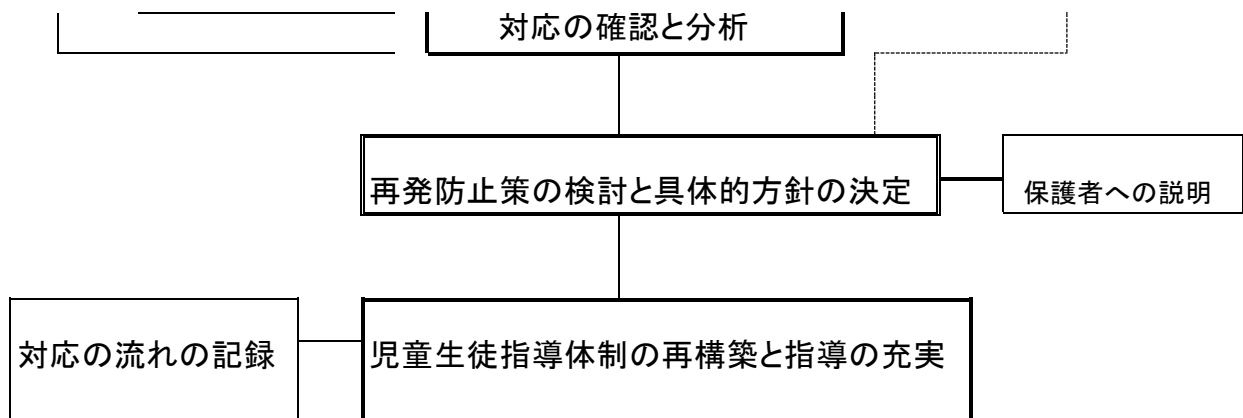
校内研修等を通じて、事例研究や細心の実態を認識し、事件・事故が発生した際の教職員の対応力や感性を高める。

(6) 関係機関との連携

心の教室相談員・SCや相談機関から児童生徒理解についての助言を得たり、警察や少年センター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

学校事故等への対応(基本的な流れ)





【流れ図の説明】

1 管理職への連絡

- 通報内容の管理者への連絡 (いつ、どこで、誰が、誰と、どのような状況の中で、どうなったか)

2 管理職の判断

■ 判断の内容・視点

- ① 現場に派遣する教職員の選定と人数の決定(複数が望ましい)
- ② 養護教諭派遣の必要性(けが、病気の有無や程度を予想して判断)
- ③ 連絡を受けた時点での関係機関への連絡の必要性(生命に関わるものか、重大な事故か、緊急性があるか、など)
- ④ 緊急対策会議開催の必要性(事後の対応の困難さ、対応上の共通理解・意思統一の必要性等)

3 事故発生現場への教職員の急行と具体的な対応

■ 教職員の急行と対応の内容

- ① 状況判断(教職員の増員による対応、関係機関への連絡、養護教諭の必要性などを即座に判断)
- ② 児童生徒の興奮状態の沈静化
- ③ けが・病気の児童生徒への応急手当(必要に応じて心肺蘇生も行う)
- ④ 救急車の手配や医療機関への連絡(③の状況による)
- ⑤ 該当児童生徒の保護者への連絡
- ⑥ 周囲の児童生徒への指導(現場から離す、別室での活動の指示等)⑦市教委への状況報告

4 関係機関等への連絡

■ 関係機関等への連絡の必要性の判断

- ① 医療機関…重大なけがや病気等の生命に関わる危険性がある場合
- ② 警察…事態の沈静化が図れない場合及び事件性が考えられる場合
- ③ 市教育委員会…重要と判断される場合

※ 事件・事故への対応が困難な場合は市教育委員会と相談する。

5 緊急対策会議の開催

■ 会議日程(可能な限り早期に開催)

(1) 構成

- ・ 校長・教頭、教務主任・生徒指導主事・学級担任・関係学年主任・教育相談係
- ・ 養護教諭 等 ※必要に応じてPTA役員など

(2) 内容

- ・ 状況をふまえた今後の対応の在り方の原案検討

- ① 状況の把握と整理
- ② 具体的な対応策の検討
- ③ 今後の方針などの決定
- ④ 役割分担の決定(病院派遣、警察対応、報道対応、保護者対応等)

※ 状況により、職員会議を待たずにチームを編成して緊急に対応する。

※ 生命に関わる事故等の場合は、PTA役員会の開催も検討する。

役員会…状況報告をもとにPTAとしての今後の対応を検討する。臨時PTA総会開催の必要性についても相談する。

6 緊急職員会議の開催

■ 協議内容:緊急対策会議における協議結果の伝達等

- ① 状況の把握と共通理解
- ② 具体的な対応策の伝達
- ③ 今後の方針等の伝達
- ④ 役割分担等の伝達

7 方針に則った具体的対応

■ 留意点

- ① 医療機関、警察等関係機関との連携を踏まえて対応を進める
- ② 必要に応じて市教育委員会に指導助言を求める。
- ③ 学校だけでの対応が困難な場合は、人的な支援(CRT等)を得ることも考慮する。

8 対応結果の確認と分析

■ 進め方

- 状況を判断しながら緊急対策会議を再度開催する
→具体的な対応の在り方や役割分担、方針の再検討を実施する。

9 再発防止策の検討と具体的方針の決定

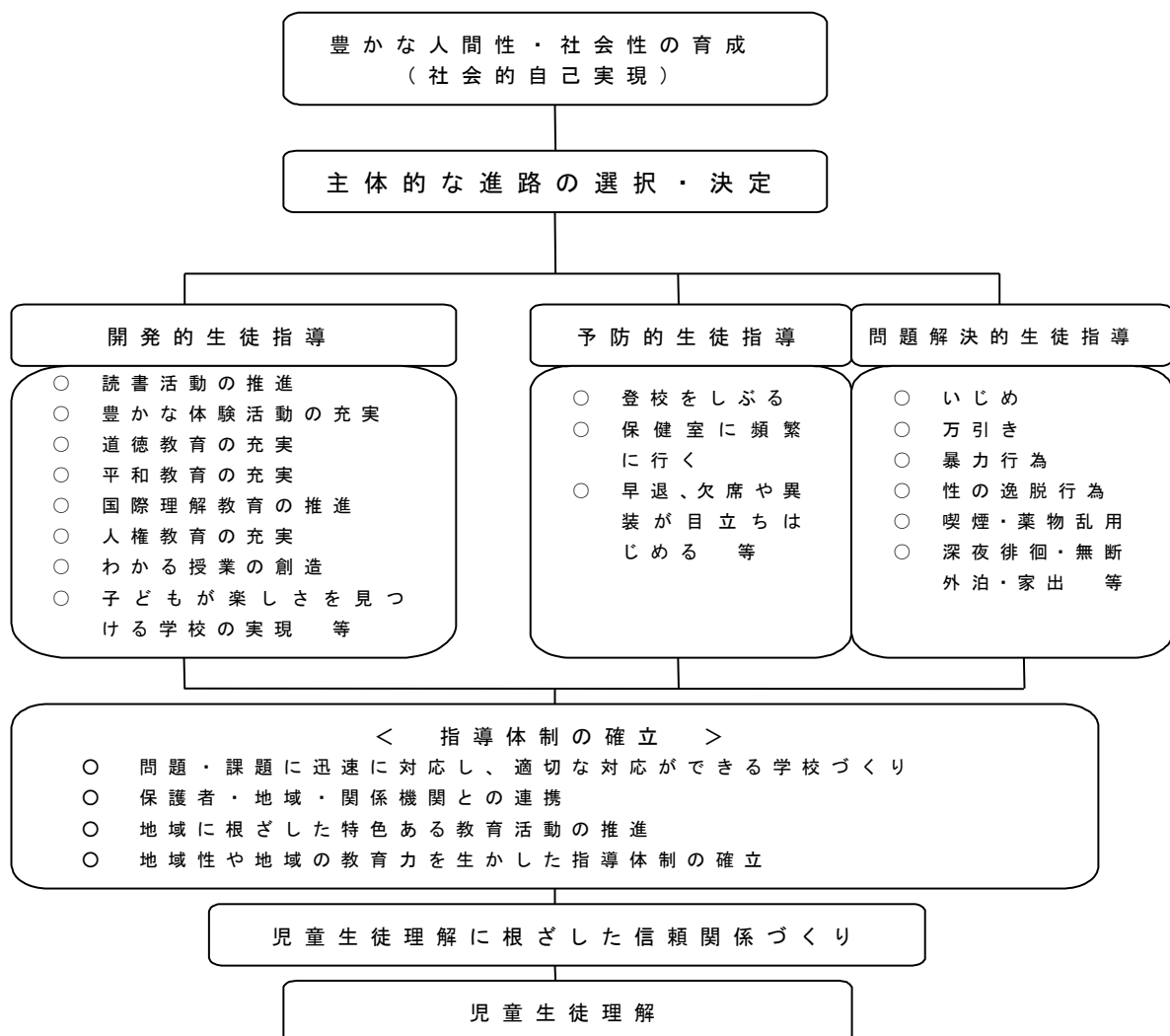
■ 最終案の決定

- ① 累積された結果と今後の見通しをもとに検討し、事件・事故の再発防止策、具体的

方針を決定する。(結果を保護者に説明する)

② 一連の流れを記録し、今後の児童生徒指導体制の充実に向けて活用する。

1 長崎市の生徒指導基本構想図



2 各学校の取組

(1) 各学校の教育環境の整備

学校が子どもたちにとって楽しく、常に心の安定が図れる場所であることは、生徒指導上極めて重要なことです。

したがって、下記のような基本的な学校のあるべき姿を求め、学校運営を進めることが、生徒指導の基盤づくりにつながるものであると考えます。

【あるべき学校の姿】

- ・ 学校は、子どもたちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場であること。
- ・ 子どもたちが、自分の興味・関心のあることにじっくり取り組めるゆとりがあること。
- ・ わかりやすい授業が展開されること。
- ・ わからないことが自然にわからないと言え、学習につまずいたり、試行錯誤したりすることが当然のこととして受け入れられること。

【そのために】

- 道德教育の充実を図り、自己の生き方について考えを深めさせること。
 - ・ 子どもたちは自らを律し、集団のルールを守ることが求められる。「厳しさ」と「温かさ」をもって接することで、子どもの豊かな人間性を育むこと。
- 集団の中での学びを通して、人間関係を豊かに築く力を育てること。
 - ・ 人と人とのつながりは、ともに活動することによって深めることができる。他との交流を進めることで、子どものコミュニケーション能力を育てること。
- 確かな学びの定着を図り、家庭や地域と連携して夢や希望を育てること。
 - ・ 確かな学びは夢や希望を育て、自己実現の喜びを生み出す。学校が積極的に情報を発信し、家庭や地域と連携することで、子どもの生きる意欲を育てること。

(2) 各学校の創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりの推進

各学校が、創意工夫した特色ある教育活動を通して、特色ある学校づくりを推進することは、子どもたちに所属感や母校への誇りと自信を与えることとなり、生徒指導上有効に働くものである。

そのためには、次のような施策が考えられる。

- | | |
|-------------|------------------|
| ○読書活動の推進 | ○人権教育の充実 |
| ○豊かな体験活動の充実 | ○学習指導の充実 |
| ○道德教育の充実 | ○情報教育の充実 |
| ○生徒指導の充実 | ○健康教育の充実 |
| ○学校教育相談の充実 | ○食育の充実 |
| ○特別支援教育の充実 | ○学校体育活動の充実 |
| ○平和教育の充実 | ○課外クラブ活動(部活動)の充実 |
| ○国際理解教育の推進 | 等 |

(3) 積極的な生徒指導の創造

- 全ての教育活動を通して、他を思いやる豊かな心、命の重さ・大切さや物事の善悪の判断など、人間として基本的な倫理観や規範意識を、改めて児童生徒に確かなものとして体得させること。
- 全ての児童生徒に対する日常の細やかな観察や教育相談活動を継続的に実施するとともに、一人一人の児童生徒の心の居場所となる学校・学級づくりに努めること。
- 教師間の情報交換を密にするとともに、家庭や地域社会と連携するなど児童生徒の心情や行動の把握に努め、共感的理解に基づく信頼関係の醸成を図ること。

生徒指導は、その内容から見れば、児童生徒の人格の形成を目指す「開発的な生徒指導」、現実の問題等に対して適応したり回避したりするための「予防的な生徒指導」、さらに問題行動等に対する規制的あるいは「問題解決的な生徒指導」といった多面的な性格をもっている。もちろん、学校段階や児童生徒の発達段階により、その内容や程度の差はあるが、どの学校段階においてもそうした広い視野に立った生徒指導の推進が求められている。

生徒指導は、「児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わる。」と言われる。

言うまでもなく、あらゆる状況や実態の把握が生徒指導の出発点であり、十分な情報の収集と活用を行うことで、効果的な取組を実践できるのである。

また、より正確で多くの情報を収集するためには、学校間、保護者や地域住民、関係機関等との情報交換を密に行うことが有効である。

・生徒の実態把握	個のプロフィールを可能な限りつかむ。 個のプロフィールを共有し、共通理解を図る。 個(含家庭環境)の課題の早期発見に努める。
・受容的環境づくり	信頼関係の構築(教師と教師・児童生徒・保護者・地域) 研修の充実(カウンセリングマインド・グループエンカウンター等)
・関係機関との連携	こども部・警察署(交番)・サポートセンター・少年センター・ 児童相談所・家庭裁判所・民生児童委員・保護司・自治会長 教育研究所等

(4) あらゆる問題に迅速かつ適切に対応する指導体制の確立

生徒指導上の問題が発生した場合、その対応によって、長期化したり深刻化したりすることが多い。このような状況に陥らないためには、問題解決に向けて迅速に機能する指導体制を確立することが不可欠である。

【予想される問題行動】

- ① いじめ
- ② ネットいじめ・ネットトラブル(学校裏サイト、プロフ、メール 等)
- ③ 不登校
- ④ 暴力 (生徒間暴力・対教師暴力・対人暴力・器物損壊・建造物損壊・学校間暴力等)
- ⑤ 窃盗 (万引き・置き引き・乗り物盗・車上狙い等)
- ⑥ 反抗的態度(対教師暴力)
- ⑦ 恐喝
- ⑧ 喫煙・飲酒

- ⑨ 異装・怠学
- ⑩ 薬物乱用(シンナー・接着剤・覚醒剤・大麻・MDMA(錠剤型合成麻薬)等)
- ⑪ 深夜徘徊・無断外泊・家出
- ⑫ 不良交友・不純異性交遊・援助交際
- ⑬ 凶器携帯
- ⑭ 金品持ち出し
- ⑮ 不健全娯楽
- ⑯ 火遊び
- ⑰ 空き巣・学校あらし
- ⑱ リストカット(自傷行為)

【問題行動の早期解決のために必要な要件】

- 指導体制の確立
 - 《日常的な対応》
 - ・指導体制に対する全職員の共通理解及び共通実践
 - ・報告・連絡・相談にかかる系統性の確認
 - ・情報の共有化
 - 《問題発生時の対応》
 - ・詳細な実態把握
 - ・対応の窓口の一本化
 - ・指導方針の明確化
 - ・保護者や関係機関との連携調整及び報告
 - ・具体的な対応策
 - ・経過の記録
 - ・結果の確認及び報告
 - ・継続的な観察及び指導

【生徒指導の基本姿勢12箇条】

- 差別するな
- 暴力は行使するな
- 見逃すな、避けるな、毅然として悪いことを指摘せよ
- 人に任せておくな。しかし、自己満足や独善で終わるな。常に協力を求めよ。
- 観察を怠るな。変化に素早く気付け。家庭を知れ。
- じっくりと話し合え。言い訳を聞け。本気でやれば心は通じる。
- 安易に約束するな。特例をつくるな。曖昧な妥協はするな。
- その陰にあるものを見つめよ。裏側にあるものを見よ。
- 誠意を示せ。長所を見よ。
- 時間をおくな。後に回すな。
- 事実に基づけ。憶測や決めつけは禁物。
- 全体には厳しく、個には優しく心情を揺さぶれ。

(5) 事故報告

○ 児童生徒の事故

- ① 法的根拠 長崎市小中学校管理規則 第10条
- ② 提出先 生徒指導上の問題等は、市教育委員会 学校教育課生徒指導係
交通事故・学校事故等は、 " 健康教育課保健体育係
- ③ 留意事項

ア 標題については、死亡・傷害・非行・交通事故等を記入する。

イ 報告は、先ず第一報(様式1)を電話(FAX)でする。その後、必要に応じて様式2を1部提出。

ウ 学校管理下の事故については、保護者との対応状況を時系列にて詳細に記入し、特に教育課程下の事故の場合は、指導計画書(写)、指導案(写)、担任の所感(反省)、現場見取り図(写真)、傷病の程度によっては診断書(写)を添付する。

④ 特殊な事情がある場合はその他必要な書類が求められる。

ア 様式1……平成23年度版 執務指針 P183

イ 様式2…… // P184～185

なお、様式2の4の児童生徒等氏名及び保護者名等の下に担任氏名も記入すること。

問題発生時の対応例

1 いじめ

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。

特にいじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導を行うこと。

(2) いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。

(3) いじめに関する児童生徒の実態について、定期的に聞き取り調査や質問紙調査などを行うなど、日頃から、児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、早期発見・早期対応に努めるとともに、全教職員による情報交換を行うこと。

また、対応にあたっては、常にいじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行うこと。

(4) SCや相談員の活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

(5) 教職員の何気ない言動によって児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることは絶対にあってはならないことであり、日頃から児童生徒との信頼関係を構築し、いじめを許さない学校づくりに努めること。

(6) いじめについて訴えなどがあった時は、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠すことなく、適切な対応を行うこと。

被害生徒の状況把握とその対応

(1) 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、児童生徒だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

(2) 相談を受けた担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有する。

(3) 児童生徒の心情を十分理解しながら、時間的な経過や、関係者などできるだけ具体

的な状況を聞き取る。

その際、単に事実だけを求めるのではなく、児童生徒の心の痛みなどを軽減するように努める。また、今後の指導に生かすため記録を残す。

- (4) 被害生徒を守り抜く姿勢を示したうえで、関係諸機関とも連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、専門的な知識をもつSCや、信頼されている教職員等が聞き取るようにする。
- (5) 相談を受けたいじめが一定の限度を超える場合には、加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要で、特に暴力や恐喝など犯罪行為に当たるいじめの場合は、必ず警察と連携して対処する。
- (6) 養護教諭等や相談員、SC等が協力をして、心のケアに努める。

加害児童生徒の状況把握とその対応

- (1) 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- (2) 担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有する。

○多角的にいじめの原因や対応の在り方などについて検討する。
○全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
○調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。
○対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合には、状況に応じていじめ対策委員会等を数回開催する。

- (3) いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握するとともに確認する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該児童生徒の課題を生活背景等(学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等)と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録に残す。
犯罪行為があれば警察と連携し、事件後も共同で指導できる体制をつくる。
- (4) 聞き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際一方的な説論にならないようにし、専門的な知識を持つSCや信頼されている教職員等が聞くなどの工夫をする。
- (5) 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように十分に配慮をする。

保護者への連絡・市教委への報告

- (1) 速やかに家庭訪問を実施する。可能な限り事情を聞いた当日に実施する。
- (2) 被害児童生徒の保護者への対応については、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- (3) 加害児童生徒の保護者への対応については、事案の具体的な内容や被害児童生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。
その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害児童生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- (4) 速やかに市教委へ報告するとともに、必要に応じ、子育て支援課、児童相談所、警察

等の地域の関係機関と連携を図る。

- (5) 他の学校や高等学校、有職・無職少年と関係して発生した事例も少なくない。このため、関係諸機関(所轄の警察署、サポートセンター、少年センター等)や家庭及び、地域・保護者との連携を図り、児童生徒の個人情報をも十分保護したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。

事後指導

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童生徒に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- (2) いじめられている児童生徒については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と行動で示す。
- (3) 学級活動、道徳教育等で、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の判断や正義と勇気について、発達段階に応じて適切に繰り返し指導する。
- (4) 指導の結果、新しい情報がわかり次第、第2報、第3報を市教委に報告し、対応を協議する。
- (5) いじめられていた児童生徒及びいじめていた児童生徒の継続的観察を行う。
- (6) 双方の家庭への観察の継続と、様子に変化した場合の学校への連絡依頼をする。

いじめ防止およびいじめ発生に備えた学校の生徒指導体制の確立

- (1) 管理職のリーダーシップを発揮する。
- (2) 児童生徒に関する情報の共有化を図る。生活ノートや日記(担任提出用)等からの情報収集の工夫を行う。
- (3) 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりえる問題である」という共通認識を持つ。
- (4) 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- (5) 豊かな人間関係づくりと教育相談体制の充実を図る。
- (6) 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- (7) 児童生徒に関する情報の引き継ぎを行う。小中連携を積極的に行う。
- (8) 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し、共通理解を図る。
- (9) 保護者・地域住民との情報交換を適切に行う。家庭生活の変化の有無などについて、保護者への電話などでの問い合わせを行う。
- (10) 保護者への啓発、援助等を行う。
- (11) 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- (12) 関係機関と日頃から開かれた連携を図る。
- (13) 体験活動等多様な指導方針による道徳教育の実践を図る。
- (14) 特別活動等において人間関係を豊かにする活動を創意工夫する。
- (15) 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実践する。

2 いじめによる不登校の場合

1 方針

- (1) 不登校を生まない魅力ある学校・学級づくりに取り組むこと。

特に、児童生徒の帰属意識や人間関係の形成に資する特別活動の充実、安心して通うことができるいじめや校内暴力がない学校・学級の実現、小・中学校間の接続の改善を図る取組などを行う。

- (2) 全教職員が一致して「いじめは人間として絶対に許されない」という姿勢で、被害者の側に立った親身の援助を行う。
- (3) 早期発見・早期解決に努める。
- (4) きめ細かい事後の対応として、担任だけが抱え込まないなどの学校全体の指導体制の充実を図り、SC等との連携、情報共有のための個別指導記録の作成、不登校児童生徒の学習評価の工夫、家庭訪問の充実を行うこと。
- (5) 関係機関との連携(児童民生員・子育て支援課・児童相談所等)

2 配慮事項

- (1) いじめ対策緊急5項目の実践
 - ア 個人面談の実施
 - イ 『引き継ぎ事項の点検』
 - ウ 校内巡視の実施
 - エ いじめ相談窓口の設置
 - オ いじめ対策委員会の設置
- (2) 定期的・臨時的にアンケート等を実施し、発見の努力をする。
- (3) 被害者や保護者の訴えに心を傾けて聴き取る。
- (4) いじめている児童生徒はもとより、傍観者も許さない姿勢で指導する。
- (5) 学級会・生徒(児童)会の取組を喚起する。
- (6) いじめ等が背景となっている不登校については、柔軟な学級替えや転校を認めるなどの弾力的な対応を行ったり、保護者の意向等を踏まえ、欠席日数が長期にわたっている不登校児童生徒の進級時の補充指導を行ったりすること。

3 不登校児童生徒の再登校に係る対応

1 方針

- (1) 学校の受け入れ体制の確立と担任の役割を明確にする。
- (2) 本人・保護者との信頼関係づくりに努める。
- (3) 原因を探るため、可能な限り関係機関との連携を図る。
- (4) 心の教室相談員・スクールカウンセラー・子育て支援課・市教育研究所の活用

2 配慮事項

- (1) 出欠の確認、家庭訪問の実施を確実にし、状況・要因把握に努める。
- (2) 状況により登校刺激を機会あるごとに行うとともに、授業や行事等の情報を確実に家庭(保護者)に伝える。(電話・訪問・プリントの配布・行事への誘い等)
- (3) 学校に「心の居場所」「人間関係の輪」を増やせる機会をつくる。
- (4) 当該児童生徒の不登校の状況を把握し対策を講じる。
 - ① 「家庭内暴力」対策を(保護者)と事前に話し合うこと。
※危ないときは逃げ、警察に連絡する。
 - ② 「昼夜逆転」対策を保護者(家族)と事前に話し合うこと。
 - ア 「休んだ日の過ごし方」は、洗顔、歯磨き、掃除、風呂の世話など基本的習慣の維持に努め、『テレビ・ごろ寝』をさせない。
 - イ 子ども部屋にテレビ・ゲームを置かない。
 - ウ 運動不足になり便秘・肥満・心身症などになる恐れもあることを知らせる。

4 別室（保健室等）登校に対する対応

1 方針

- (1) 本人が一番行きやすい場所から登校を始める。
- (2) 本人が登校しやすい時間帯に登校させる。
- (3) 本人が興味を持つようなものを備える。（パソコン・本等）
- (4) 指導方針を学校として明確にし、内容について共通認識を持つ。

2 配慮事項

- (1) 本人が使える机、ロッカーなどを設置した方が自分の居場所としての安心感が持ちやすい。
- (2) 教師がずっとつきっきりでいる必要はないが、最初の頃は登校しそうな時間帯に待っていてあげたい。
- (3) 過ごし方については先ずは本人の気持ちを尊重する。
- (4) 構えて相談するよりも、一緒に活動しながらの方が話しやすい。活動を通したさりげない会話のきっかけをつくる。
- (5) 休み時間・休憩時間に友人と遊んだり、話したりする機会をもてるよう、担任が配慮する。（だれとなら会えるか本人の気持ちを確かめる。）

5 インターネットの掲示板上での誹謗中傷

被害児童生徒への対応

- (1) 被害児童生徒から事実確認を行い、児童生徒の受けている心理的圧迫感をしっかりと受け止める。
- (2) 担任だけで対応するのではなく、管理職、学年主任、生徒指導主事及び情報担当者等と情報を共有する。
- (3) 個人情報の取り扱いについては十分に配慮する。
- (4) 被害児童生徒及びその保護者に掲示板への対応等（削除要請と加害者の特定への努力と指導、再発防止等）について説明する。

掲示板への対応

- (1) 児童生徒からの相談を受け、すぐに対象となる掲示板サイトの名前、URL、誹謗中傷されている掲示板の掲示板名や内容、誹謗中傷されている掲示板の誹謗中傷にあたる部分の書き込みの番号やURL及び書き込み内容などを確認の上、印刷などの方法により保存する。
- (2) 掲示板の書き込みを削除するために、その掲示板のアドレスを確認し、当該掲示板管理者、もしくはサーバー管理者に削除要請するとともに、ブログの保存を依頼する。
- (3) 後日、掲示板の書き込みが削除されたことを確認する。
- (4) 掲示板管理者に対し、削除要請をしたにもかかわらず、書き込みが削除されなかった場合には、その掲示板が利用しているプロバイダ等を確認し、プロバイダ等に削除要請をする。
- (5) プロバイダ等に対して削除要請をしたにもかかわらず、書き込みが削除されなかった場合は、所轄の警察に相談をする。

保護者への連絡・市教委への報告

- (1) 被害児童生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後の心のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- (2) 速やかに市教委に報告するとともに、必要に応じ、警察等の関係機関と連携・協力を行う。
- (3) 新しい情報が得られ次第、第2報、第3報を市教委へ入れる。

警察との連携

- (1) 名誉毀損等の犯罪に該当するような場合は警察に相談する。(被害届は、被害者本人及び保護者が提出するように指導する。)
- (2) 書き込みの内容により、全く該当児童生徒と面識のない者等が近づくことも考えられるので、不審な事案が起こった場合は直ちに警察に相談する。

加害児童生徒への対応

- (1) 加害児童生徒が特定できた場合には、事実確認を行い、書き込みをした背景や、時間的な経過など、できるだけ具体的な情報を把握する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該生徒の課題を生活背景等(学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等)と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録に残す。
- (2) 聞き取りは、不用意に周囲に知られることがないように配慮する。その際、一方的な説諭にならないように配慮し、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにする。

児童生徒への事後指導

- (1) 学級活動等で、互いを思いやることの大切さや、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導する。
- (2) 教育相談体制の充実を図り、必要であればSCと連携することで、児童生徒の心のケアに努める。

未然防止のための取組

- (1) 非行防止教室などにより、掲示板での誹謗中傷は、名誉毀損罪や侮辱罪となる場合もあり、悪質な書き込みの場合は、警察の捜査が行われることを指導する。
- (2) 掲示板等に匿名で書き込みをしても、犯罪行為であった場合には警察の捜査で書き込み者を特定することが可能であることを指導する。
- (3) 掲示板を利用する場合には、「誰かを傷つける内容ではないか」「自分が言われたらどう感じるか」など、児童生徒にしっかりと考えて利用することを指導する。
- (4) 携帯電話やインターネット等を利用しての出会い系サイトなどによる被害も考えられることから、危険なメディアであることを周知させ、ネットの特性や危険性、活用時のマナー、モラルなどを指導する。
- (5) 保護者に対して、フィルタリングサービスの必要性を周知・啓発する。

学校の生徒指導体制の確立

- (1) 管理職のリーダーシップを発揮する。
- (2) 児童生徒に関する情報の共有化を図る。
- (3) 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- (4) 豊かな人間関係づくりと教育相談体制の充実を図る。
- (5) 児童生徒に関する情報の引き継ぎを行う。(小中連携を含む)
- (6) 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し、共通理解を図る。
- (7) 保護者への啓発、援助等を行う。
- (8) 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- (9) 特別活動等において創意工夫を行う。
- (10) 問題行動等には日頃から毅然たる態度で対応する。

6 インターネットトラブル 未然防止・再発防止のために

- (1) 児童生徒のインターネットトラブルへ適切に対応するための3つのポイント

- ① 早期発見・・・児童生徒及び保護者が相談しやすいシステムをつくる。
- ② 早期対応・・・相談を受けたら、学校全体の問題として組織的に対応する。
- ③ 機関連携・・・警察や消費生活センターなど、関係機関と連携する。

- (2) 児童生徒及び保護者への指導内容例

- ① 携帯電話やインターネットは、ルールを守って使いましょう。
 - 「1日〇時間以上しない」とか、「1ヶ月の使用料金は〇円以下」などを決めておきましょう。
- ② 食事時間や深夜は利用しないようにしよう。
 - 食事は家族だんらんの大切なひとときです。食事時間の使用は控えましょう。夜の使用は健康面や学習面から、〇時までと決めておきましょう。
- ③ 個人情報(氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの)は、安易に知らせたり、書き込んだりしないようにしましょう。
 - 自分や友だちの住所、電話番号、メールアドレス、学校名、写真などを公開しないようにしましょう。いじめや誹謗中傷に利用されたり、合成写真などに悪用される危険性があります。
- ④ メールや掲示板にうそや友だちの悪口を書かないようにしましょう。
 - メールや掲示板、ブログなどにうそや友だちの悪口を書き込むことは絶対やめましょう。人権侵害や名誉毀損、いじめの助長につながる危険性があります。
- ⑤ 悪意のあるサイトや出会い系サイトには絶対にアクセスしないようにしましょう。
 - 決して「自分は大丈夫」と思わず、危険性を親子で話し合い、料金明細表で利用状況を確認したり、メールの内容をチェックすると言い渡しておきましょう。
- ⑥ ネット契約の際には必ず「フィルタリング」をかけるようにしましょう。

■ 法律や県の条例でも、この機能を付けることが「保護者の義務」とされています。
かけがえのない子どもの命を守るためにも、必ず加入しましょう。

- ⑦ 携帯電話やインターネットは、見知らぬ人と接していることが多いことを知っておきましょう。
- ⑧ 携帯電話やインターネットで送られてくる、身に覚えのない勧誘のメールは、読まずに削除しましょう。
- ⑨ 軽い気持ちから行った行為が、重大な危険を招いたり、事件に巻き込まれたりする恐れがあることを知っておきましょう。
- ⑩ 危険なことに巻き込まれそうな不安を感じたり、困ったことが起きてしまったら、必ず記録をとり、保護者や学校の先生など、信頼のできる人に相談しましょう。

児童生徒が、掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行う「ネット上のいじめ」の被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童生徒全体に対して指導を行う。

(3) 掲示板等での被害を防ぐための指導のポイント

- ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板への書き込みは、「匿名」で行うことができるが、書き込みを行った個人を特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる可能性があること。
- ③ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあること。

(4) 誹謗・中傷の削除の流れ

- ① ネット上のいじめの発見(児童生徒・保護者等からの相談)
- ② 書き込み内容の確認
 - ◆ 掲示板のアドレスを記録
 - ◆ 書き込みをプリントアウト
- ③ 掲示板の管理人に削除依頼
- ④ 掲示板のプロバイダに削除依頼
- ⑤ 削除依頼メールの確認・警察に相談・法務局に相談
- ⑥ 削除を確認及び児童生徒、保護者への説明

(5) チェーンメールの被害を防ぐための指導のポイント

- ① 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ② チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ③ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となる可能性があること。
- ④ チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。

- ⑤ チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ⑥ チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

【参考】チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介する。

(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センターなどにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

フ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の 生徒への対応

(1) 被害児童生徒への対応

- ① 学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。
- ② 毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援を行う。
- ③ 学級担任だけで対応するのではなく、複数の教職員で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組む。

(2) 加害生徒への対応

- ① 加害生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応を行う。
- ② 「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、ねばり強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある。
- ③ 特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別に事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導を行う。

(3) 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、児童生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させる。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

- ① 「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡する。
- ② 家庭訪問等を行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。
- ③ 加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての指導を行うこと。
- ④ 必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校で起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点等を説明し、また「ネット上のいじめ」に対する学校

における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

(5) 備考

- ① 掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談する。
- ② 管理職は市教委に報告する。

8 携帯電話への対策

1 方針

- (1) 発達段階を考慮し、小中学校においては、校内への持ち込みは原則禁止とする。
- (2) 児童生徒の通学時における安全等の観点等特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持ち込みが必要と判断される場合は、校長の判断により、登校後担任が預かり、下校前に返却するなど、学校での教育活動に支障がないように「指導方針」を明確にする。
- (3) 「指導方針」の作成及び実施にあたっては、あらかじめ保護者等への周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得て、協力体制を構築し、学校と一体となった取組を徹底する。
- (4) 情報モラル教育の計画的な実践や、携帯電話の功罪について継続的に指導する。
- (5) フィルタリングの更なる普及促進に努める。

2 配慮事項

- (1) 持ち込みの携帯電話があれば預かり担任に手渡す。
- (2) 担任は、生徒指導係に届け指示を受ける。
- (3) 担任は、家庭に連絡したうえで、本人に返却する。(直接保護者に手渡す場合もある)
- (4) 携帯電話を持たせることになった保護者に対して次のことを啓発する。
 - ① 携帯電話の危険性を十分伝える。
 - ② 「校内持ち込み原則禁止」「学校では使用しない」「一般的なマナーを守る」
 - ③ 出会い系サイト等の有害サイトへアクセスしたり、興味本位でメール等をしたりしない。
 - ④ 使用料や使用時間についての約束を守る。
 - ⑤ フィルタリングの設定を勧める。

9 万引き

対応における配慮事項

- (1) 「万引きは犯罪なのだ」という重大性を児童生徒に自覚させる。
- (2) 発覚した事案以外に余罪がないか確認する。もし、他にもある場合には、全て話をさせる。
- (3) 店舗に対して謝罪を行うよう指導する。
- (4) 場合によっては、保護者が万引きを重大な事案として捉えていない場合もあるので、親子ともに犯罪を犯したと言うことの重大性を認識させる指導を行う必要がある。
- (5) 再発防止のためにも、児童生徒・保護者とも納得するまで指導する。

事実確認

■ 情報に基づき事実の確認調査を指示する。

- (1) 店(警察)、本人、同行の友人等から正確な事実を確認する。

- (2) 複数の教職員で行う。
- (3) 他の児童生徒とのかかわりを確認する。
- (4) 可能な範囲で児童生徒自身に責任をとらせる指導をする。
- (5) 保護者への店への対応(謝罪、弁済など)について適切な助言をする。

事実関係の報告

- 報告に基づきどうすべきか指示し、必要に応じ市教委へ報告する。
 - (1) 特に被害者への対応(店舗への謝罪)は誠意を持って迅速に行う。
 - (2) 万引きは窃盗罪(犯罪行為)であることの認識を徹底させる。
 - (3) 家庭、学校等への影響の大きさを認識させる。(規範意識の高揚)
 - (4) 保護者、本人とは別に管理職(学校)も謝罪が必要な場合もある。

当該児童生徒の保護者への支援

- 家庭での当該児童生徒に対する接し方
 - (1) 叱るだけではなく、内面の理解を重視しながら規範意識の高揚につながる接し方を助言する。
 - (2) 家庭での話し合いの内容
 - ・ 行為の原因・背景
 - ・ 当該児童生徒の思い
 - ・ 行為の善悪
 - ・ 当該児童生徒の進路(将来)

他の児童生徒への指導

- 集団で行われている場合
 - ・ アンケートや個別面談等によって事実を的確に把握する。
 - ・ 当該児童生徒と同様な指導をする。

危機の予防対策

- (1) 早期の実態把握と対応に努める。
 - ・ 万引きは心が不安定な時期に起こることが多い。日頃から児童生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題(言動)でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。
- (2) 児童生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努め、学校生活の充実を図る。
- (3) 生徒指導委員会、学年部会等を定期的に行い、児童生徒についての情報交換を行うほか、日常的にも児童生徒の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。
- (4) 保護者と学校との連絡を密にし、児童生徒の変化や問題行動についてタイミングを失しないように保護者に伝える。また、家庭からも児童生徒の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。
- (5) 善悪の判断が確実に行えるような指導を、道徳やその他の教育活動を通して行う。

10 校内生徒間暴力

初期対応

- (1) 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の集約 ・関係児童生徒への指導の方法 ・他の児童生徒への対応の在り方
 - ・ 警察等との連携体制 ・被害、加害児童生徒の保護者の支援
- (2) 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員への事実の周知と以後の対応策や役割分担について共通理解を図る。

被害生徒の情報把握とその対応

- (1) 負傷した生徒の状況に応じて、応急手当を講じ、緊急を要する場合は、すぐに病院で治療を行い、保護者に連絡をする。
- (2) 体の容態等を考えながら時間的な経過や関係者など、慎重にできるだけ具体的に聞き取る。その際、単に事実だけを追求するのではなく生徒の心の痛みや不安等に対して、養護教諭等やSC等が協力をして、心のケアに努める。また、記録を残し再確認等のための資料とする。
- (3) 不安等から事実を話したがない場合には、教職員は被害生徒の立場に立ち、関係諸機関とも連携を図り、最善を尽くすことを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、専門的な知識を持つSCや本人と関係の深い教職員等に聞いてもらうなどの工夫をする。
- (4) 担任のみで判断するのではなく、管理職、学年主任、生徒指導主事等と情報を共有する。
- (5) 事実の内容によっては、所轄の警察署に対して情報収集を図るとともに、市教委及び関係機関等と連携しながら事件の全容を把握するようにする。
- (6) 共感的理解に基づく指導・援助を行う。
 - ・ 仕返しは暴力の連鎖に発展することやその無意味さを理解させる。
 - ・ 一方的な暴力行為であった場合は、加害児童生徒の反省状況等を伝え、人間関係の回復を促す。
 - ・ 被害児童生徒にも責任の一端があった場合には、それに気付かせながら、人間関係の回復を促す。
 - ・ 教育相談係やSCによる心のケアに配慮する。
 - ・ 家庭訪問等を定期的に行うなど、保護者と連携しながら支援に努める。

加害生徒の状況把握とその対応

- (1) 問題行動が起こった背景や時間的な経過、関係者などについて、できるだけ具体的に確認する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該生徒の内面的課題を生活背景等(学校生活、家庭環境、友人関係等)と関連させ明確にしていくとともに、その解決に向け援助する。また、確実に記録を残し、再確認のための資料とする。
- (2) 家庭訪問等により保護者と連携し、対応を図る。
- (3) 市教委及び関係機関等と連携を図りながら情報収集を図り、事件の全容を把握するようにする。
- (4) 暴力行為等の問題行動は、「絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然として指導にあたる。
- (5) 担任のみで判断するのではなく、管理職、学年主任、生徒指導主事等と情報を共有す

る。

(6) 問題傾向の解消に向けた指導・援助

- ・ 家庭訪問は複数の教師で行う。また、来校を求める場合は理由を明確に伝える。
- ・ 説明にあたっては具体的な資料を用意しておく。
- ・ 温かい態度で接し、加害者への非難は避ける。

(7) 対応策の相談

- ・ 学校と保護者との共通の責任として相談を進める。
- ・ 集団による場合は、関係した保護者全員に公平に接する。
- ・ 問題傾向の解消、健全な成長に向けての学校の指導や援助の在り方を説明し、保護者のとるべき態度についても理解を得る。

護

保護者への連絡・市教委への報告

- (1) 速やかに家庭訪問を実施する。(可能な限り事情を聞いた当日に行う)
- (2) 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- (3) 加害生徒の保護者には、事案の具体的な内容や状況、被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- (4) 速やかに市教委へ報告するとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- (5) 他の小中学校や高等学校、有職・無職少年と関係して発生した事案については、関係諸機関(所轄の警察署、サポートセンター、少年センター等)や家庭及び地域等と連携を図り、児童生徒の個人情報をも十分に保護したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。
- (6) 補償・賠償等の問題が考えられる場合は市教委へ相談する。(仲介は厳禁)

事後指導

- (1) 担任と生徒指導担当者を中心に、全教職員との連携のもとに、必要であればSCと連携し、被害生徒が今後の学校生活を送るうえで、希望や展望がもてるよう「心のケア」を図り、支援体制を構築する。
- (2) 加害生徒に対しては、問題行動の内容や家庭環境に応じて、関係機関と連携して再発防止のための指導を行う。
- (3) 新しい情報が得られ次第、第2報、第3報を市教育委員会へ入れる。
- (4) 学級活動等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導する。
- (5) マスコミへの対応は、原則として管理職が行う。その際管理職は、児童生徒の個人情報に十分配慮しながら、事実関係等を把握して対応する。

学校の指導体制の確立

- (1) 管理職のリーダーシップを発揮する。
- (2) 児童生徒に関する情報の共有化を図る。
- (3) 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- (4) 豊かな人間関係づくりと教育相談体制の充実を図る。

- (5) 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- (6) 児童生徒に関する情報の引き継ぎを行う。(小中連携を含む)
- (7) 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し、共通理解を図る。
- (8) 保護者・地域住民との情報交換を適切に行う。
- (9) 保護者への啓発、援助等を行う。
 - ・ 児童生徒の変化への目配りに配慮願う。
 - ・ 重大な事例であれば臨時PTA総会の開催を検討する。
- (10) 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- (11) 関係機関と日頃から開かれた連携を図る。
- (12) 特別活動等において豊かな人間関係づくりなど創意工夫を行う。
- (13) 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実践する。
- (14) 「いかなる暴力も否定する」という毅然とした姿勢を示す。

被害児童生徒の保護者への支援

- (1) 電話による事実の説明
 - ・ 事故の概要の説明を行う。
 - ・ 把握している負傷の程度や病院名を正確に伝える。
 - ・ 確認中の事実についてはその旨を伝え、家庭訪問の了解を得た後、その日のうちに家庭訪問を行う。
- (2) 家庭訪問の実施
 - ・ 家庭訪問は担任、管理職等複数で行う。
 - ・ 事故の詳細等を説明し、誠意をもって対応する。
 - ・ 加害者に対する学校の指導方針、全児童生徒への指導内容等を説明する。
- (3) 警察への被害届提出の意思の確認
 - ・ 学校の方針を説明した上で、決定は保護者の意思に委ねる。
- (4) 被害児童生徒について
 - ・ 学校での今後の支援の在り方について十分説明する。
 - ・ 保護者の意見を十分に聞く。
 - ・ 被害児童生徒への家庭での接し方について相談する。

1 1 喫煙・薬物乱用

緊急対応

- 1 管理職への連絡
 - ・ 情報に基づき事実の確認調査を指示する。
- 2 発生現場での対応
 - (1) 場所・人数・関係児童生徒の概略を聞き、すみやかに対応する。
 - (2) 複数の教師(男子職員最低3名以上)で対応し、児童生徒の行為を中止させる。
 - (3) 中止させる場合には、当該児童生徒が正常な状態ではないことを念頭におき、本人、周囲の者、教師の安全には十分に注意する。
 - (4) 必要に応じて、救急車を要請する。
 - (5) 危険を感じた時は、ためらわずに警察に通報する。

事実の確認

■ 確認の内容及び方法

- (1) 警察・本人・周囲の児童生徒等からの正確な事実の確認をする。
 - ・ タバコ・ライターの入手経路・手段は？
 - ・ 家ではどうか？
 - ・ 吸い始めの時期は？
- (2) 複数の教師で行う。
- (3) 追いつめられ、心の逃げ場をなくすような指導にならないよう配慮する。
- (4) 他の児童生徒との関わりを確認する。

管理職及び教職員との協議

1 緊急対策会議の開催

- (1) 状況の正確な把握
- (2) 児童生徒の生活状況や交友関係の把握
- (3) 問題行動の背景等の分析
 - ・ 薬物の入手先や入手方法、乱用に至った経路 等
- (4) 具体的な対応策(指導方法)、役割分担等の検討

2 緊急職員会議の開催

- 全校職員が共通理解を図り、役割分担にしたがって対応にあたる。

当該児童生徒への指導・援助

■ 具体的内容

- (1) 薬物の健康への悪影響について指導する。
- (2) 薬物に関する誤った知識については是正する。
- (3) 薬物の使用は違法行為であることについて再度指導する。(規範意識の高揚)
- (4) 再発防止に向けて、問題行動の要因・背景への対応を行う。
 - ・ 友人関係の改善
 - ・ 生活習慣の改善 等

当該児童生徒の家庭への支援

■ 具体的内容

- (1) 保護者への連絡・指導を行う。
- (2) これまでの保護者の苦悩を理解し、ねぎらう。
- (3) 学校と家庭との協力のもとに、当該児童生徒を指導・支援していくための共通理解を図る。
- (4) 関係機関や医療機関等との連携も十分考慮する。
 - ・ 保護者は、関係機関等への連絡を躊躇することがあるが、当該児童生徒の心身の保護を第1に考える必要がある。

関係機関への連絡

■ 市教委への報告

- ・ 管理職は、速やかに市教委へ連絡・報告し、助言を受ける。

■ 警察、病院等への連絡

- (1) 保護者との連携を十分に図る。
- (2) 当該児童生徒のプライバシーには十分に配慮する。

全校児童生徒への再発防止に向けた指導

■ 指導内容

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止に対する全教職員の共通理解を徹底する。
- (2) 児童生徒理解のための方策の工夫をする。(アンケート、個別面談の実施など)
- (3) 薬物乱用防止教育等を徹底する。

12 深夜徘徊・無断外泊・家出

危機発生時の対応

(1) 状況把握・緊急措置

担任は速やかに管理職に報告し、管理職は早急に対策会議を開く。家出等の連絡があった児童生徒の学校生活の経過を確認し、情報収集の方法や今後の対応について検討するなどの共通理解を図る。

また、同時に、犯罪に巻き込まれたり、自殺したりする恐れがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。

(2) 関係機関との連携・捜索

- ① 警察やサポートセンター等と連携を図りながら捜索を行う。
- ② 捜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化するほか、地域割り等により、もれなく円滑に進むようにする。
- ③ 捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に管理職に報告し、指示を受ける。

(3) 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ① 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人などへの立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。
- ② 友人から情報を収集する場合は、家出した児童生徒の保護者の同意を得るとともに他の児童生徒が興味本位になったり、動揺したりしないように慎重に対応する。
- ③ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化する。

(4) 市教委への報告

- 管理職は、速やかに市教委へ連絡・報告し、助言を受ける。

危機管理終息後の対応

- (1) 他の者が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他のものの関与や非行との関わりがある場合には、警察等との連携を図りながら指導する。
- (2) 家出を繰り返し、深刻化している児童生徒の背景には、その児童生をを取り巻く家族の在り方、学校の在り方、社会環境の在り方などが大きく関わっている場合があり、SCや関係機関の助言を得て指導する。
- (3) 家出の原因・背景は複雑であり、特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の児童生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、

非を一方向的に責めるのではなく、担任は対話を継続しながら、立ち直りを支援する。

(4) 教職員や児童生徒に対する事故防止策や安全点検などの見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

(5) 事後措置の状況を市教委へ報告する。

当該児童生徒への指導・援助

(1) 本人の状況等考慮しながら事情を聞く。

(2) 担任を中心に、養護教諭、SC、相談員などが協力して心のケアに努める。

(3) 必要な場合には関係機関と連携して指導・援助を行う。常習者で幾度も幾度も繰り返す児童生徒の場合は、関係機関と連携をとる。

(4) 保護者に対し、今後のことについて話し合いの機会をもつ。

(5) 原因、背景を十分に考慮し、継続して指導にあたる。

(6) 基本的に本件は家庭の管理下で発生する 경우가多く、放任・保護能力に欠ける家庭が少なくないので、保護者への指導も課題である。

危機の予防対策

(1) 児童生徒理解の充実

日頃から児童生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化を捉えるとともに、悩みや願いの把握に努める。

(2) 児童生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談に応じて早期に悩みなどを発見できるようにする。また、SCや相談機関からの協力を得る。

(3) 保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等の機械を利用して、発達段階に応じた児童生徒との関わり方についての情報を提供し、良好な親子関係づくりの一助としてもらう。

(4) 児童生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

13 凶器携帯

方針

日常的な指導で不要品を携帯しない、学校に持ち込まない指導を徹底する。

危機発生時の対応

(1) 保護者・生徒からの連絡を受け、具体的な形状等を聞き、すみやかに対応する。

(2) カウンセリング室、生徒指導室等で穏やかに訊ねる。

- ・ 本人の状況等考慮しながら事情を聞く。

- ・ 常習者で幾度も幾度も繰り返す子どもの場合は関係機関と連携をとる。それなりの処置が考えられる。

- ・ 保護者に対し今後のことについて話し合いの機会をもつ。

(3) 生徒指導主事、担任等複数名で当該生徒と信頼関係を持っている職員を当てる。

(4) その場で所持していたら提示させ、現物を預かる。

(5) 所持してる目的、どのように入手したか、所有者は誰か。

- (6) 情報キャッチャーは、すみやかに管理職に概略を報告する。
- (7) 管理職は情報に基づき動きを指示する。

危機の予防対策

- (1) 全ての教育活動を通して、他を思いやる豊かな心、命の重さ・大切さや物事の善悪の判断など、人間として基本的な倫理観や規範意識を、改めて児童生徒に確かなものとして体得させる。
- (2) 全ての児童生徒に対する日常の細やかな観察や教育相談活動を継続的に実施するとともに、一人一人の児童生徒の心の居場所となる学校・学級づくりに努める。
- (3) 教師間の情報交換を密にするとともに、家庭や地域社会と連携するなど児童生徒の心情や行動の把握に努め、共感的理解に基づく信頼関係の醸成を図る。
- (4) 正当な理由なくナイフなどの刃物を携帯することは、法令で規制されていること、まして人を傷つけたり殺したりすることは絶対に許されないということを、児童生徒に深く認識させる。
- (5) 児童生徒や教職員の安全確保のため、校長が所持品を検査するという手段が必要と判断したときには、毅然としてそれを行うという選択もあり得る。所持品検査を行う場合には、教師間の共通理解を図り、保護者や児童生徒の理解を求めるなど、状況に応じた適切な方法で人権・プライバシーに十分配慮する。
- (6) あらゆる機会を通して、家庭において心の教育や安全教育について、十分な指導がなされるよう保護者との共通理解を図る。
- (7) 警察や青少年健全育成協議会など、地域の関係諸機関との連携強化を図り、安全確保について万全の策を講じる。

14 対教師暴力・授業妨害

1 方針

- ① 冷静に対応する。一人に対応しないで(全職員)複数で当たる。
- ② 生徒の信頼を得ている教師(担任)を呼ぶ。落ち着かせよく話を聞く。
日頃の生徒との信頼関係が構築されていること、保護者との意思の疎通が重要となる。
- ③ 警察導入をためらわない。
- ④ 暴れたら『押さえ込む』職員の共通理解。
『押さえ込む』状況マニュアル
 - ア 警戒しながら遠くから見守る状況
 - イ 他の教員が援助につく状況
 - ウ 複数の教員で『押さえ込みに入る』状況
 - エ 緊急事態(全員体制)状況
- ⑤ 学校教育法第26条(出席停止)適応、児童相談所・警察との連携。
- ⑥ 校内指導体制の充実
 - ◎規範意識の高揚や在り方生き方についての指導
 - ◎「いかなる暴力も否定する」という毅然とした学校としての姿勢
 - ◎保護者との連携の強化(臨時PTA総会の開催など)

2 配慮事項

- ① 教師がけがを負ったら、診断書を取らせる。
- ② 被害届を警察へ出す。
- ③ 生徒の指導には本人のプライドや精神状態を考慮する。
- ④ 指導は段階をふまえ納得と了解の中ですすめる。

- ⑤ 保護者と連携をとり、別室登校等で様子を見ながら教室復帰の機会を捉える。

15 すぐ切れて暴力を繰り返す

1 方針

- ① 原因をさぐる。必要であれば医療ベースに乗せる。
- ② 保護者との意思の疎通を図る。
- ③ 関係機関との連携。(市教委・こども課・児童相談所・警察・サポートセンター等)
- ④ 暴れたら『押さえ込む』職員の共通理解。

2 配慮事項

- ① 他の児童生徒の教育に支障がないようにする。
- ② 他の児童生徒への加害を阻止し校内の安全を確保する。
- ③ 管理職は教職員の安全にも心を配る。
- ④ 暴れたら『押さえ込む』職員の共通理解。

『押さえ込む』状況マニュアル

ア 警戒しながら遠くから見守る状況

ウ 複数の教員で『押さえ込みに入る』状況

イ 他の教員が援助につく状況

エ 緊急事態(全員体制)状況

- ⑤ 校内指導体制の充実

◎規範意識の高揚や在り方生き方についての指導

◎「いかなる暴力も否定する」という毅然とした学校としての姿勢

◎保護者との連携の強化(臨時PTA総会の開催など)

16 自殺予告電話への対応

- ① 予告者の所在の確認「氏名を言わない場合」全校児童生徒の所在を確認をする。
- ② 不明者については逐一学校(本部)に連絡を入れる。一刻も早い所在の確認。

学校連絡網・学年連絡網・学級連絡網の整備

- ③ 警察へ届け協力を依頼する。
- ④ 市教委へ連絡する。

17 茶髪と異装についての対策

1 方針

- ① 学校は、単に学習指導だけでなく生活指導もその重要な任務であることを自覚する。
- ② 学習指導を円滑に実施するためにも、生活規律は欠かせない。
- ③ 茶髪・異装は、中学校・高校では規律違反の象徴として厳に禁止している。
- ④ 小学校でも、上級学校で禁止されていることを知らせることが重要。
親の思いだけで、子どもの頭髪を茶髪にすることは、子どもの人権を侵害していることにも通じる。
- ⑤ 小学校に校則がないのは、校則で規定しなくても学校の秩序が乱れる恐れはなく、指導は十分行き届くため、その必要はないと見るためである。
- ⑥ 校則は、学校の教育目標を効果的に達成するため、必要最小限の内容を学校規律の基準として定めていること。

2 配慮事項

- ① 校則がなくても、してはいけないことは「できない」と指導すべきである。
- ② 「できない」と言うだけではなく、日頃からの信頼関係が構築されていれば説得にも快く応じると考えられる。

- ③ パーマ・化粧・ピアス等についても同様である。
- ④ どうしても茶髪にしたがる親には、「子どもの意思表示」を聞いて染髪することや、中学・高校では禁止であることを言い聞かせる。

18 器物損壊

1 発見時の対応

- 管理職への連絡
 - ・ 損壊の程度によっては、市教育委員会に連絡する。
- 記録
 - ・ 発見時の状況や損壊の程度などを写真等を用いて記録に残す。
- 応急修理
 - ・ 児童生徒の学習活動に危険や支障がないようにする。

2 管理職及び教職員との協議

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の集約 ・事故への対応策の検討
 - ・ 警察等への連絡についての協議
 - ・ 全児童生徒への対応の在り方の検討
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員に対して事実の周知を図る。
 - ・ 実践に向けた対応策と役割分担について協議、確認する。
- 損壊箇所の修理の検討
 - ・ 学校への帰属意識を高めるため、自動詞干支に分担できる部分がないか検討する。
 - ・ 保護者への協力依頼についても検討する。

3 全児童生徒への指導

- 器物損壊の事実と問題点の周知
- 事実確認のための留意点
 - ・ 問題点への理解を促し、加害児童生徒のための真の思いやり、真の勇気について指導する。
 - ・ 処罰のための犯人捜しではないこと、立ち直りを図る指導・援助のためであることを指導する。
 - ・ 倫理観に基づいた行動の大切さを指導する。
- 再発防止
 - ・ 全校を挙げて問題に取り組む姿勢を示す。
 - ・ 学級や児童会・生徒会などで問題解決の方法について討議させる。

4 全保護者への協力依頼

- 損壊の程度が甚だしい場合
 - ・ 事実と問題点について全保護者に周知を図る。
 - ・ 必要に応じて臨時PTA総会の開催を役員と検討する。

5 加害者が明らかになった場合

- 加害児童生徒に対して
 - ・ 行為に至った背景の理解に努め、立ち直りのための指導・援助を継続的に行う。
- 保護者に対して
 - ・ 家庭訪問は、複数の教師で行う。また、来校を求める場合は理由を明確に伝える。・事実の説明にあたっては具体的な資料を用意しておく。・児童生徒の立ち直りに向けた学校の指導方針への理解を得る。・弁償責任についての理解を得る。・集団による場合は、関係した保護者全員に公平に接する。・問題傾向の解消、健全な成長に向けての学校の指導や援助の在り方を説明し、保護者のとるべき態度についても理解を得る。

19 恐喝（加害）

1 事実確認

- 確認の内容・方法
 - ・ 確認は複数の教師で行う。
 - ・ 感情的にならず、事実や行為を確認する。
 - ・ 対象が複数の場合は、1人ずつ別々に全員から事情を聞き取る
 - ・ 威圧的な胎動をとらぬよう注意し、児童生徒の話を十分に聞く。

2 管理職及び教職員との協議

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の集約
 - ・ 関係児童生徒への指導・援助の方法の検討
 - ・ 他の児童生徒への対応の在り方の協議
 - ・ 警察等との連携体制
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 事実を周知し、以後の対応策を協議する。
 - ・ 対応策と役割分担の共通理解の徹底を図る。

3 他の児童生徒への指導

- アンケート等の実施
 - ・ 被害の有無、加害者名、恐喝の内容等について、当該事例に限らず調査する。
- 全校集会・学年集会等の実施
 - ・ 恐喝の違法性、学校の今後の対応を全児童生徒に周知する。
 - ・ 関係児童生徒のプライバシーに配慮する。

4 加害児童生徒への指導・援助

- 立ち直りのための指導・援助
 - ・ 背景（先輩や卒業生、外部とのつながり、家庭環境）の理解を得る。
 - ・ 内面の理解に努め恐喝行為の原因を把握する。
 - ・ 保護者と連携しながら規範意識や目的意識の高揚に努める。
 - ・ 暴走族や暴力団等とのつながりが考えられる場合には、本人の保護の観点からも警察

との緊密な連携を図る。

5 加害児童生徒の保護者への支援

■ 事実の説明

- ・ 家庭訪問は複数の教師で行う。また、来校を求める場合は理由を明確に伝える。
- ・ 説明にあたっては具体的な資料を用意しておく。
- ・ 温かい態度で接し、加害者への非難は避ける。

■ 対応策の相談

- ・ 学校と保護者との共通の責任として相談を進める。
- ・ 集団による場合は、関係した保護者全員に公平に接する。
- ・ 問題傾向の解消、健全な成長に向けての学校の指導や援助の在り方を説明し、保護者のとるべき態度についても理解を得る。
- ・ 被害児童生徒の家庭への対応(謝罪等)について相談する。

6 校内指導体制の充実

■ 規範意識の高揚や在り方・生き方についての指導の充実

■ 学校としての努力点の共通理解と実践

■ 問題傾向がある児童生徒の情報を全教職員が共有できるシステムの整備

■ 保護者との連携の強化

- ・ 児童生徒の変化への目配りに配慮願う。
- ・ 重大な事例であれば臨時PTA総会の開催を検討する。

7 関係機関との連携

■ 他校との連携

- ・ 他校の児童生徒が関係する場合は、校長間の連携を基盤に関係学校間を横断した対策委員会等を組織するなどして解決を図る。

■ 出席停止の検討

- ・ 学校における指導の限界を超える場合には、市教委との相談を踏まえて、出席停止の措置を検討する。

20 恐喝(被害)

1 事実確認・緊急措置

■ 確認の内容・方法

- ・ 確認は共感的理解を基本にして複数の教師で行う。
- ・ 仕返しを恐れている場合が多いので、被害者の安全を確保する姿勢と方策を明確にして、本人の心情を理解しながら事実の確認を行う。
- ・ 加害者に関することや被害の状況等を聞き取る。
- ・ いじめの有無について確認する。
- ・ 加害者や保護者、周囲の者からの情報、事情聴取によって事実と状況を確認する。「借りている」等と行為を正当化し、罪を逃れようとする場合も見られるので慎重に事実を確認する。
- ・ 周囲の者から事情を聞く時は、「最近困っていることはないか」「最近A君元気ないようだね」など、工夫して問いかけをする。
- ・ 恐喝は、集団で行われることが多く、加害者が上級生など上部非行集団に操られている場合もあることを想定する。

- ・ 暴力を伴ったり、恐喝が繰り返し行われるなど悪質な場合には、躊躇せずに警察への通報を行う。

2 管理職及び教職員との協議

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の集約
 - ・ 関係児童生徒への指導・援助の方法の検討
 - ・ 他の児童生徒への対応の在り方の協議
 - ・ 警察等との連携体制
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 事実を周知し、以後の対応策を協議する。
 - ・ 対応策と役割分担の共通理解の徹底を図る。

3 他の児童生徒への指導

- アンケート等の実施
 - ・ 他の児童生徒に被害者がいないか。
 - ・ 知っている事実はないか。
- 全校集会・学年集会等の実施
 - ・ 学校の姿勢と今後の対応について全児童生徒に周知する。
 - ・ 関係した児童生徒の人権やプライバシーに配慮する。

4 加害児童生徒への指導・援助

- 立ち直りのための指導・援助
 - ・ 背景(先輩や卒業生、外部とのつながり、家庭環境)の理解を得る。
 - ・ 加害者に、恐喝は犯罪であることと、自分を大切にすることが必要であることを理解させ、謝罪させる。
 - ・ 内面の理解に努め、恐喝行為の原因を把握する。
 - ・ 保護者と連携しながら規範意識や目的意識の高揚に努める。
 - ・ 暴走族や暴力団等とのつながりが考えられる場合には、本人の保護の観点からも警察との緊密な連携を図る。

5 加害児童生徒の保護者への支援

- 事実の説明
 - ・ 家庭訪問は複数の教師で行う。また、来校を求める場合は理由を明確に伝える。
 - ・ 説明にあたっては具体的な資料を用意しておく。
 - ・ 温かい態度で接し、加害者への非難は避ける。
- 対応策の相談
 - ・ 学校と保護者との共通の責任として相談を進める。
 - ・ 集団による場合は、関係した保護者全員に公平に接する。
 - ・ 問題傾向の解消、健全な成長に向けての学校の指導や援助の在り方を説明し、保護者のとるべき態度についても理解を得る。
 - ・ 被害児童生徒の家庭への対応(謝罪等)について相談する。

6 校内指導体制の充実

- 学校内で生徒指導体制を確立し、他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許されないという教師の姿勢を、日頃から児童生徒に示す。
- 優し者や思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力は絶対を許さない学校、学級づくりに努める。
- 規範意識の高揚や在り方・生き方についての指導の充実に努める。
- 警察やサポートセンター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から関係機関に相談できる関係づくりをしておく。
- 学校としての努力点の共通理解と実践を図る。
- 問題傾向がある児童生徒の情報を全教職員が共有できるシステムの整備
- 保護者との連携の強化
 - ・ 児童生徒の変化への目配りに配慮願う。
 - ・ 重大な事例であれば臨時PTA総会の開催を検討する。

7 関係機関との連携

- 他校との連携
 - ・ 他校の児童生徒が関係する場合は、校長間の連携を基盤に関係学校間を横断した対策委員会等を組織するなどして解決を図る。
- 出席停止の検討
 - ・ 学校における指導の限界を超える場合には、市教委との相談を踏まえて、出席停止の措置を検討する。

8 心のケア

- 後難を恐れ、誰にも相談できずに、1人で悩み、来る真実ねいる被害者の立場や心情に十分配慮する。
- 被害者やその保護者を孤立させないような環境づくりを行う。

2.1 性に関する問題行動

- 具体例
- ①児童生徒が女子更衣室を覗いた。
 - ②生徒が部室から女子生徒の衣類を盗んだことが明らかになった。
 - ③女子児童生徒が、出会い系サイトで知り合った男性と、いわゆる「援助交際」をしていることがわかった。

1 現場への急行と事実の確認

- 事実確認
 - ・ 現場へ教職員を複数派遣し、状況を確認する。
 - ・ 児童生徒の話を十分に聴き、事実を確認する。
 - ・ 被害者が射る場合は保護する。

2 関係機関等への連絡

- 警察への連絡
 - ・ 警察と連携しながら事実の把握に努める。
- 市教委への報告
 - ・ 重大な場合には事故の第一報を入れる。

3 管理職及び教職員との協議

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の集約
 - ・ 当該児童生徒への指導・援助の方法の検討
 - ・ 全校児童生徒への指導援助内容の検討
 - ・ 当該児童生徒の保護者への対応の在り方の協議

4 当該児童生徒への指導・援助

- 留意点
 - ・ 原因や背景を押さえ、立ち直りのための継続した指導・援助を行う。
 - ・ 必要によっては警察や児童相談所などの関係機関と連携しながら指導にあたる。

5 他の児童生徒への指導・援助

- 具体的内容
 - ・ 必要に応じて全校集会、学年集会などを開催する。
 - ・ 他の児童生徒の動揺を抑えるとともに、在り方生き方の指導の充実を図る。
 - ・ 当該児童生徒のプライバシーに配慮し、2時的な問題が起きないように指導を工夫する。

6 当該児童生徒の保護者への支援

- 事実の説明
 - ・ 動揺させないように配慮しながら、事実を正確に伝える。
- 対応策の相談
 - ・ 児童生徒の健全な成長の観点から、学校と保護者が共通理解のもと当該児童生徒を指導・援助することを確認する。
 - ・ 問題傾向の解消に向け、学校の支援の在り方、保護者のとるべき態度について理解を得る。
 - ・ 被害者の家庭への対応や謝罪などについても相談する。

7 全保護者への協力依頼

- 重大な事件など
 - ・ 秘密の保持に配慮しながら、PTA役員に連絡する。
 - ・ 必要に応じて臨時PTA総会の開催を検討する。

8 再発防止に向けて

- 性教育の充実と継続した指導
 - ・ 性教育に関する全体計画の確認と確実な実践

■ 病院、児童相談所など関係機関との連携の強化

2.2 わいせつ行為による被害

- 具体例 ①女子生徒が下校途中、無理矢理車に乗せられ、車内でわいせつ行為をされた。
②女子生徒が下校途中、痴漢に襲われた。
③女子生徒がメールで知り合った相手にホテルでいかがわしい行為をされた。

1 緊急対応

- 被害児童生徒の保護
 - ・ 被害児童生徒を保護するために教職員を複数現場へ派遣する。
- 保護者への連絡
 - ・ 動揺させないように配慮しながら、事実を正確に伝える。

2 関係機関等への連絡

- 警察への通報
 - ・ 警察と連携し、事実確認等を行う。
- 救急車等の要請
 - ・ けがの状況によっては、保護者と連携を取り合い、救急車の要請をする。
- 近隣校への連絡
 - ・ 痴漢出没等の場合は、近隣校へ連絡し2次被害を防ぐ。
- 市教委への連絡
 - ・ 状況に応じて、事件の第一報を入れる。

3 管理職及び教職員との協議

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 事故の状況を報告し、対応策を検討する。
 - ・ 支援の在り方については、保護者の意向を確認する。
 - ・ 秘密の保持を徹底する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 必要に応じて開催し、全教職員が対応策についての共通理解を図りながら、役割分担にしたがって対応にあたる。

4 被害児童生徒の保護者への支援

- 誠意をもった対応
 - ・ 学校の方針に保護者の意向が十分反映されるよう連絡を密にし、誠意をもった対応を心がける。
- 警察への被害届
 - ・ 決定は保護者の意志に委ねる。

5 被害児童生徒への指導・援助

- 共感的理解に基づく指導・援助
 - ・ 被害児童生徒の心の傷に十分配慮し、共感的理解に基づいた本人の立ち直りに向

けた指導を心がける。

- ・ 養護教諭やスクールカウンセラーなどを中心に、心のケアを行う。

6 他の児童生徒への指導

■ 全校集会等の開催

- ・ 他の児童生徒が落ち着いて生活できるよう配慮した指導をする。
- ・ 対応策に則り、全校生に対して性被害に遭わないよう指導する。
- ・ プライバシー保護を徹底する。

7 全保護者への協力依頼

■ 協力依頼の具体的内容

- ・ 通学路の安全確保についての協力を依頼する。
- ・ 携帯電話やインターネット等における事件・事故に関して周知するとともに、家庭でも学校と同一歩調で指導するよう依頼する。

■ 重大な事故等の場合

- ・ PTA役員に連絡し、緊急の役員会の開催を検討する。
- ・ 必要によっては臨時PTA総会の開催を検討し、行う場合は運営の準備をする。
- ・ 秘密の保持を徹底する。

8 関係機関と連携した事後指導

■ 性教育の充実と継続した指導

- ・ 性教育に関する全体計画の確認と確実な実践

■ 病院、児童相談所等の関係機関との連携の強化

- ・ 被害児童生徒への心のケアを継続する。

23 校内での盗難

1 情報確認

■ 留意点

- ・ 役割を分担し、複数の教師で行う。
- ・ 児童生徒に「犯人探し」の印象を与えないようにする。
- ・ 被害児童生徒に対しては、共感的理解を基本にする。
- ・ できるだけ多くの児童生徒から情報を収集する。

2 管理職及び教職員との協議

■ 管理職への連絡と関係者による対応策の検討

■ 緊急職員会議の開催

- ・ 全教職員に周知する。
- ・ 外部侵入者の可能性や児童生徒の動きに関する情報交換を行う。
- ・ 対応策を協議し、役割を分担する。

3 全児童生徒への指導

- 緊急の学級活動、学年集会、全校集会の実施
 - ・ その他の被害の有無について調査を実施する。
 - ・ 事実の説明と在り方生き方の指導を、統一された内容で行う。
 - ・ 貴重品管理の在り方を指導し、併せてものを大切にする態度を育てる。
 - ・ 憶測により軽率な行動をとらないよう指導する。

4 被害児童生徒の保護者への支援

- 保護者への連絡
 - ・ 盗難の事実や学校としての対応、今後の指導体制の説明をする。
- 被害届の提出
 - ・ 被害届の提出については保護者の判断に委ねる。

5 加害児童生徒への指導・援助

- 疑わしい状態で事実確認をする際の留意点
 - ・ 犯人扱いをしない。
 - ・ 面接時間が長くなりすぎないようにする。
 - ・ 威圧的な態度や強制は避ける。
 - ・ 対象者が複数の場合は複数の教師で同時に行う。
- 窃盗を認めた場合
 - ・ 適切な指導・援助のために動機や背景の理解に努める。
 - ・ 在り方生き方の指導、社会性の観点からの指導を行う。
 - ・ 今すべき事、これからすべきことを考えさせる。
 - ・ 保護者と連携して立ち直りを支援する。
 - ・ 加害児童生徒の情報について、他の児童生徒には伝わらないように留意する。

6 校内指導体制の充実

- 児童生徒の動向の掌握
 - ・ 計画的な校内巡視を強化する。
 - ・ 児童生徒が保健室を利用する際に、その動向についても教師間の連携を十分にとる。
 - ・ 児童生徒、教師が各授業の始業、終業時刻を厳守する。
 - ・ 遅刻者・早退者を把握する。
- 貴重品管理の徹底
 - ・ 不必要な貴重品を学校に持ち込ませない。
 - ・ 貴重品袋の活用等、管理体制を充実させる。
 - ・ 自己管理の意識の高揚を図る。
- 警察との連携
 - ・ 頻発する場合は警察と連携する。

2.4 不審者遭遇

- 具体例
- ①地域住民から不審者が学校周辺を徘徊しているという情報を得た。
 - ②近隣校から不審者侵入の知らせを受けた。
 - ③登下校中にナイフを持った不審者に遭遇したと児童生徒から申し出があった。

1 緊急対応

- 情報の確認
 - ・ 教職員を現場へ複数派遣し、地域の関係者等から情報を収集する。
- 警察への通報
 - ・ 不審者に関する情報を提供し、警邏強化を依頼する。
- 教職員への周知
 - ・ 情報を周知し、役割分担の確認をする。

2 児童生徒の安全確保

- 児童生徒の安全確保
 - ・ 児童生徒を校舎内へ非難させ、安全な場所で掌握できる体制を整える。
 - ・ 複数の教職員で校舎内外の巡視をする。教職員の安全には十分配慮する。
 - ・ 門扉の施錠や出入り口の確認をする。

3 関係機関への連絡

- 市教委への連絡
 - ・ 市教委へ不審者出没の連絡を迅速に行う。
- 近隣校への連絡
 - ・ 不審者出没の情報を近隣校へ伝える。

4 緊急対策会議の開催

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任等で、登下校の対策や保護者への対応について話し合う。
 - ・ 不審者が侵入してきた場合を想定し、警察官が到着するまでの進入車への対応や児童生徒への指導内容等の確認をする。
- 確認事項
 - ・ 児童生徒の安全な場所への避難とパニック防止
 - ・ 来校舎への声かけの実施
 - ・ 防犯ブザーや警報装置などでの危険の報知
 - ・ 不審者の進路の遮断
 - ・ 教職員自身の護身
 - ・ 受傷者の応急手当や救急車の要請
 - ・ 登下校時の安全確保 等

5 緊急職員会議の開催

- 緊急職員会議の開催
 - ・ 緊急対策会議で検討した対応策について役割分担等の共通理解を図り、全校職員で対応する。
 - ・ 状況によっては、職員会議を開催せずに放送塔で指示し、緊急に対応する。

6 在校時の安全確保

- ① 始業前や放課後の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担(校内巡視等)と定め、外部からの侵入等、不審な点の有無や児童生徒の状況を把握する。
- ② 授業時間、昼休みや休憩時間などにおける安全確保のため、教職員が校内巡視を行う。
- ③ 担任等が、やむを得ず児童生徒の学習活動から離れる場合には、他の教職員の協力を得るなど教職員相互の協力体制をつくる。

7 登下校時の安全確保

- (1) 登下校時において、児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じる。
 - ① 登下校は、定められた通学路を守ることなど、児童の発達段階や地域の実態に応じて指導する。
 - ② 通学路において、人通りが少ないなど、児童が登下校の際に注意すべき場所などをあらかじめ把握し、例えば安全マップを作成し、児童や保護者に周知するなど、注意を喚起する。
なお、安全マップ等を作成するにあたっては、家庭や地域の協力を得たり、教職員が定期的に巡回するなど、常に最新の情報に更新する。
 - ③ 登下校時における万一の場合、交番や「子供110番の家」等の緊急避難できる場所を、生徒に周知する。
 - ④ 生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる、人のいる場所に飛び込み助けを求める等)を指導する。

8 不審者情報に係る関係機関等との連携

- (1) 学校周辺等における不審者情報について、できるだけ早く正確な情報を収集できるように、次のような方法を講じる。
 - ① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携し、情報を速やかに把握できるようにする。
 - ② 近隣の学校間で、相互に情報を交換・共有する仕組みを構築する。
また、校長が不在でも、教頭等に必要な情報が伝わり、児童生徒に適切な指導等ができるような仕組みを構築する。

9 家庭の協力

家庭に対し、児童生徒の安全確保のため、次のような措置を講じる。

- (1) 保護者等が不審者情報を得た場合、警察、学校等へ速やかな連絡が行われるよう、協力を求める。
- (2) 児童生徒が、犯罪や事故の被害から自分のみを守るため、危険な場所の確認や、屋外での行動にあたって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うように働きかける。

10 対応策の実施

- 対応策の実施
- 実施後の取組

- ・校内体制の再確認
- ・地域との連携の確認
- ・臨時PTA総会の開催
- ・全校集会等の開催

25 保護者からの苦情等

1 保護者との対応時の基本姿勢

■ 基本姿勢

- ・ 保護者の訴えに耳を傾け、不安感や焦燥感を共感的に受け止める。
- ・ 校内体制内での組織的対応である事への理解を求める。
- ・ 家庭問題への不介入を原則に、児童生徒の指導・援助について話し合う。
- ・ 個人情報の扱いについては、十分に留意する。

2 管理者との相談と対応方針の検討

■ 対応者の決定

- ・ 訴えの内容を吟味し、状況に応じた適切な対応者を決定する。

■ 保護者への説明内容の検討

- ・ 保護者への説明内容を管理職と相談し、共通理解を図る。

■ 学校内での共通理解

- ・ 緊急対応のための対策会議や職員会議の開催
- ・ 説明責任(アカウンタビリティ)の必要性
- ・ 時系列で整理された指導(対応)記録の確認
- ・ 主張すべきことは主張し、非は非として認める姿勢

3 保護者との協議

■ 家庭訪問をする場合

- ・ 家庭訪問の必要性を十分に吟味し、緊急性のある事項に限る。
- ・ 保護者の了承のもとに、複数の教職員で訪問する。

26 学級がうまく機能しない状況 (いわゆる「学級崩壊」)

具体例 ①ある学級の児童が、授業中に無断でトイレに行ったり立ち歩いたりし、教師の指導が通じない状況になった。

②ある学級では、授業中、決まって男子生徒が騒ぐようになり、授業ができなくなっ

1 学級の現状把握

■ 基本的な考え方

- ・ 学校全体で協力し、組織的に対応する。
- ・ 担任を非難するのではなく、周囲が支援することが大切である。
- 管理職・同学年教師等による学級の現状把握
 - ・ 児童生徒のどのような行動が問題になっているのか。
 - ・ どの児童生徒がその行動をとり、その中心は誰か。
 - ・ 周囲のどの程度の人数が同調しているか。
 - ・ その行動を制止できる児童生徒はいるか。
 - ・ いつ、どんな時にその行動をとるか。

2 状況を招いた原因等の分析と対策の検討

- 管理職等による対策の分析等
 - ・ 学級担任(教科担任)自らの反省や児童生徒の不満を整理する。
 - ・ 学校だけでなく児童生徒自身の問題や家庭の指導法新党も検討する。
 - ・ 検討は、教職員の他スクールカウンセラー、心の教室相談員、市教委指導主事、スクールサポーター等にも協力を依頼する。
 - ・ 学級担任の責任追及の場とならないように配慮する。

3 校内の教職員間の連携による対応

- 当該学級の授業の工夫・改善
 - ・ ティームティーチングなどの他教師との連携による指導を行う。
 - ・ 教科担任制を導入する。(より多くの教師が学級に関わるようにするため)
- 当該学級の児童生徒(特に中心となって騒ぐ児童生徒)への指導・援助
 - ・ 担任以外の複数の教師(養護教諭、教育相談係等)により、教育相談を通して不満や悩みを理解し、助言を行う。

4 学級担任(教科担任)自身の対応

- 学級担任(教科担任)と児童生徒との話し合い
 - ・ 問題点の確認、改善の方針、教師を含めた学級内の約束事の確認などを行う。

5 学級経営の工夫・改善

- 学級経営改善の視点
 - ① 事故指導能力の育成を図ること。
 - ② 児童生徒、保護者、地域社会の実態を踏まえること。
 - ③ 児童生徒一人一人のよさを生かすこと。
- 学級経営の工夫・改善
 - ・ 学習指導法の工夫・改善(問題解決的な学習、体験的な学習など)
 - ・ 教師と児童生徒、児童生徒同士のコミュニケーションの工夫
 - ・ 小集団活動による児童生徒間の人間関係の安定化と学習意欲の向上
 - ・ 感受性や活動意欲を高める教室環境の改善
- 道徳・特別活動の重視
 - ・ 自己中心的な活動の自粛と周囲との協調性を高めるための活動の実践
 - ・ 自主的な活動の推進と学級全体の連帯感を高めるような活動の充実

6 家庭や関係機関等との連携

■ 家庭・PTA

- ・ 臨時の授業参観と懇談会を開催する。
(現状と問題点の確認、具体策の提示と保護者の協力依頼など)
- ・ 定期的な授業参観を実施する。
(学校側の努力と児童生徒の変容の確認)

■ 関係機関等

- ・ スクールカウンセラー、市教委、スクールサポーター 他

27 不審者の侵入

授業中、教頭が校庭に目をやると、見知らぬ人物が棒状のものをもち、玄関方面へ歩いているのが見えた。不審に思った教頭は、校長に概要を伝え、その人物の方へ向かった。

侵入者の早期発見・確認

- ① 教頭または発見者(発見者が授業時は他の教員に連絡)は、侵入者と距離をとりながら、声をかけて用件を尋ねる。(あいさつでもよい)
 - 用件が答えられるか。また正当なものか。
 - 職員に幼児がある時は、氏名・所属等が答えられるか。
- ② 服装や表情、所持品等に注目し、様子をうかがうなどして不審者かどうかを確認する。
 - 不自然な場所に立ち入っていないか。
 - 凶器は不審なものは持っていないか。
 - 不自然な行動や暴力的な態度は見られないか。
- ③ 来校の理由がない場合は、退去を求め、校門までつきそう。再侵入がないか様子を見る。
 - 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するように説得する。身を守るために相手から1メートル～1.5メートル離れる。
- ④ 来校目的の場合は、受付(職員室等)で名前や来校時刻を控えて名札等を着用してもらい、校内の巡回ルートを案内する。

学校への不審者侵入時の人的被害の防止と対応

- ① 不審者が指示に従わない場合、退去通告を丁寧にねばり強く繰り返すとともに、他教職員の応援を呼ぶ。付近の児童の安全確保とともに、校長に連絡する。
- ② 受付を無視して立ち入ろうとしたり、退去命令に従わなかった場合、または、言動も含め暴力行為に及んだ場合、校長(それに代わる教職員)は警察へ連絡するとともに、職員室に「事件・事故対策本部」を設置し、校内の教職員に指示を出す。
落ち着いて不審者の位置や様子、被害の有無について正しく、はっきりと知らせること。
- ③ 教職員は役割分担して、全ての児童の安全を確保するとともに、不審者の移動阻止のため防犯用具等持参して現場に急行する。不審者を刺激しないよう注意する。

- ④ 校長は、不審者の居場所を把握しながら、市教委や子どもを守るネットワークへ連絡する。
- ⑤ 担任等は不審者を児童に近づけないようにし、児童を掌握し、安全を守り、必要な場合は適切に非難させる。

不審者への対応

- ① 不審者が侵入して暴力行為に及んだ場合、養護教諭や保健主事等は負傷者の有無などの情報を把握する。
- ② 症状を確認し、応急手当を施すとともに救急車の要請(場合によっては医療機関等への連絡、搬送等)を行う。
- ③ 心肺が停止している場合は、止血後心肺蘇生を実施する。

事後の対応や措置

- ① 事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者や関係団体に提供する。
- ② 学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体等と連携する。
- ③ 当日のうちに文章で全保護者に概要と今後の対応を説明する。保護者等への説明会を開催する。
- ④ 事件の記録と報告書を作成し、市教委へ提出する。
- ⑤ マスコミへの対応は管理職が行い、市教委と協議・連携しながら対応する。

教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- ① 事件・事故の発生状況は対応の経過等を把握する。
- ② これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- ③ 教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

事件に遭遇した児童、その保護者、教職員等への「心のケア」の対応

- ① 専門機関との相談・連携等により児童や職員の心のケアを行う。
- ② 心の被害を受けた子どもの保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

学校の危険箇所の点検

- ① 登下校時を除く学校の門扉の閉鎖や職員玄関を除く校舎の施錠等、外部から侵入しにくい学校管理体制を整備する。
- ② 来校者への名札の着用、来校目的と記名を義務化し、校舎入り口近くに受付を設けて、地域の方の理解と協力を得る。

訓練の充実等

- ① 教職員は、不審者侵入を見逃さないよう普段から来校者に声かけを行い、不審者侵入等に備えた防犯訓練を実施する。教職員は、様々な状況に対応できるように役割分担を行い、被害が最小限に済むよう、また、事態収拾がいち早く完了するよう、日頃から連絡

や対処、救急面で緊急時に備える。

- ② 包丁等を所持した不審者の侵入に備え、身の安全を守れるようなもの(さすまた等)を用意し、訓練を通して正しく取り扱いができるようにしておく。
- ③ AED等救急医療器具の扱いや応急措置・心肺蘇生法に慣れ、その場所の把握をしておく。
- ③ 児童生徒には不審者侵入に備え、慌てず、迅速に身の安全が図れるよう、危険予測・回避能力が身に付くような実践的な訓練を実施する。

関係機関との連携

管理職及び安全担当は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議する場を定期的に設定する。

28 個人情報情報の管理について

市民AさんからB中学校へ「〇〇年度1年2組1学期成績一覧表ファイルがインターネット上に流失している」との電話連絡が入った。

調査の結果、C教諭が成績一覧表ファイルをUSBメモリにコピーし、無断で持ち帰り自宅のパソコンで作業をしたことが原因で、そのパソコンにはファイル交換ソフト(Winny 等)が導入され、なおかつ、ウィルスに感染していたことが判明した。

状況把握とその対応

- ① 電話を受けた教職員は、Aさんから、当該ファイルがインターネット上の「どこで閲覧できるか」「どのような状態にあるのか(HP、掲示板、メール、ファイル交換ソフトのネットワーク等)」、「発見した日」、などを詳細に聞き取る(可能であれば、校長または構内の情報担当者)に電話を取り次ぎ、対応する)。
- ② 提供された情報の再確認等が必要になる場合もあるため、「Aさんの連絡先」などを聞き取り、今後の対応についても、可能な限り協力を依頼する。
- ③ 教職員は、聞き取りを終えたら、直ちに校長と校内の情報担当者に報告する。校長が不在の場合は、教頭に連絡するとともに、至急校長の所在を確認し、状況を伝える。
- ④ 校長は、校内の情報担当者に、Aさんから得た情報が事実かどうか確認するよう指示する。
また、流失したとされるファイルの所有者(C教諭)に連絡を取り、当該ファイルの管理状況を報告される。
- ⑤ 校内の情報担当者は直ちに、情報システムの停止やネットワークの切断などの措置を講じる。
- ⑥ 流失が確認されたら、他に流失している電子情報がないか調査する。
- ⑦ 校長は、教育研究所の情報セキュリティ担当指導主事に第1報を入れるとともに、必要に応じ専門的知識・技術を有する職員等の支援を要請する。
- ⑧ 校内の情報担当者は、市教委等と連携して原因を特定し、直に対策を講じ、校長に講じた対策について報告する。

- ⑨ 流失した情報は、HPや掲示板の管理者に削除を要請するなど、可能な対応を遺漏なく行う。
- ⑩ 原因がウイルスによる場合は、ネットワークから切断し、細心のパターンファイルで校内の全てのコンピュータのウイルスチェック・駆除を行う。

生徒・保護者への連絡

- ① 保護者へは、説明会や家庭訪問、文書を通して、事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、2次被害に注意を払ってもらうようお願いする。
- ② 生徒へは、集会等で事実を説明し、何かあれば学校へすぐに連絡するとともに、状況によっては、警察に届けるように指導する。
- ③ 校長は、相談・苦情の窓口及び担当を決め、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

事後措置

- ① 情報流失の対象となった生徒の心のケアに努める。
- ② 校長は、電子情報が流失した原因を究明するとともに、原因に応じた再発防止策を講じる。
- ③ 校長は、事後管理対策として、全教職員に事件の概要を報告し、今後の電子情報流失の再発防止策を周知徹底するとともに、進行管理を行う。
- ④ 管理職は、自己の経緯を詳細かつ正確に記録する。

学校における具体的な取組

- ① 個人情報保護に対する理解の促進
個人情報保護が強く求められていることから、個人情報の重要性及び個人情報の保護・保管にかかる責任の重さについて教職員の理解を深め、意識を高めるよう、校内研修等を実施する。
- ② 個人情報記載文書等の適正管理
外部に流失してはならない公文書等(電子情報を含む)については、施錠できる場所に保管し、校舎外に持ち出さない。また、やむを得ず校舎外へ持ち出す必要がある場合には校長の許可を得る。
- ③ 文書の廃棄
個人情報記載文書等が保存期間を過ぎても長期にわたり放置されていることは、個人情報流失事故が発生する要因になることから、定期的な廃棄処分の方法について定め、確実に実行する。

その他(トラブルに巻き込まれないために)

- ① 住所・氏名・メールアドレスなどの個人情報や容姿を写した写真を、安易にブログやブログ、インターネット掲示板に公開しない。
- ② 個人情報の回答を求めるメールやサイトに、安易に情報を入力しない。
- ③ インターネットに接続したコンピュータに、個人情報が入ったデータを保存しない。
- ④ コンピュータのセキュリティ対策を万全にする。
- ⑤ 不特定多数の人が利用するインターネット環境では、個人情報等を入力しない。

⑥ サイバー犯罪に関する相談は、所轄の警察署や長崎県警察サイバー犯罪対策室に相談する。

(電話:095-820-0110 内線3493、3494 cyberpolice@.pref.nagasaki.jp)

29 相談・苦情への対応

相談・苦情(電話等)を受ける際の留意点

- ① どのような事例であっても、常に誠意をもって対応する。匿名での電話等であっても学校は所属や名前を名乗る。慌てず、丁寧に落ち着いて対応する。
- ② 相手の話を十分に聞き、「どのようなことを訴えているのか」を把握するとともに相手の気持ちをしっかりを受け止める。初期対応を誤り、相手の憤りを増幅させない。
- ③ カウンセリングマインドを持って話を聞く。
 - ・ 積極的な傾聴
 - ・ あいづち
 - ・ 繰り返し
 - ・ 要約
 - ・ 効果的な質問
 - ・ パラフレーズ(相手の話を自分の言葉で言い換える)
- ④ 「たらいまわし」にしない。相手が求めることについての回答ができる担当がはっきりしない場合、こちらから電話をかけ直す。
- ⑤ 「校長を出せ」と言われても、まずは最初に電話を受けた担当が話を聞くのが望ましい。しかし、1人で判断したり、個人的に対応したりしないで組織で対応する。
- ⑥ 相手の名前や連絡先、回答の要不要や回答方法の確認をする。
- ⑦ 対応の記録を確実に残す。面談や対応の記録が証拠や開示請求あるいは裁判の対象になることもあるので慎重に扱う。
- ⑧ 自信がない場合は回答を保留する。事実確認のためにいったん預かることも必要である。
- ⑨ 曖昧な回答や謝罪はしない。特に安易な文書による謝罪はしない。
- ⑩ 理不尽な訴えである場合、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑪ 直接は関係のないことであっても、相談機関や問い合わせ先と一緒に考える姿勢で対応する。
- ⑫ 迅速に校長等への報告を行う。

相談者・生徒への初期対応

- ① 相談者への対応
まずは、相談や苦情を申し出た相談者の気持ちを受け止めた上、取り急ぎ、事実確認を行う旨を伝える。
- ② 生徒への対応
 - ・ 苦情や相談の中にある生徒の状態を把握し、生徒にとってどうあるべきかを常に考え、対応を始める。
 - ・ 相談者が訴えている事実があるか否かの確認を行う。その際、事実確認の過程で、決めつけたり、十分な確認を怠ったり、プライバシーの配慮を欠いたりするなどして、新たな問題を生まないように留意する。

関係職員での情報共有と対応の協議

- ① 直ちに事実確認を行い、対応方法を検討するとともに、相談内容を全教職員で情報共有する。
- ② 事実であった場合、謝罪すべき場合は事案を誠実に受け止め、心を込めて謝罪するとともに、再発防止対策についての説明も行う。
- ③ 修理代金等が発生した場合については、個々のケースで対応が異なるが、学校に非がない場合は、当事者間の問題となり、学校が安易に代金を支払うようなことの内容にする。
- ④ 必要があれば教育委員会に報告し、対応を協議する。また、場合によっては警察等の関係機関に相談する。
- ⑤ 相談者による業務妨害・脅迫など犯罪行為やまた、その可能性がある場合には、速やかに警察への連絡を行う。

予防措置

- ① 相談・苦情が事実であった場合、その原因の究明と改善の方策について、学年・文章等関係職員で検討しておくとともに、生徒・教職員からの連絡・相談体制を確立しておく。
- ② 調査・確認の結果、相談者の指摘に直接該当する事実がなかった場合でも、同じような事実がないかを調査・確認し、必要に応じて生徒への注意喚起などの対応を行っておく。
- ③ 本事案の背景に、生徒の取った行動だけでなく、苦情や事件を生みやすい原因がないか、改善の余地がないかを検討する。また、同様の苦情が繰り返される可能性がないか、1つの苦情を生かして点検に努める。
- ④ 日頃から相談案件の事柄について、未然防止のために必要な措置を講じておくとともに、校内の相談体制の確立を図る。
- ⑤ 相談案件によっては、内容が深刻なものもあるが、相談者が解決への展望がもてるようにできる限りポジティブに捉え、迅速かつ冷静に対応することが必要であり、日頃から、教職員を対象に研修を行うなどして相談体制の充実を図る。

30 盗難（生徒の起因）

危機発生時の対応

- ① 状況把握
 - ・ どのような状況で現金の盗難が発生したのか関係生徒から情報を集めるほか、他のクラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
 - ・ 広く生徒に情報提供を求めるなど情報を収集する。
 - ・ 各教室の巡回等、これまでの管理状況を確認する。
 - ・ 被害生徒に対するいじめなど、盗難の背景について分析する。
 - ・ 当該生徒の人権やプライバシーを配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫感を与えないように配慮する。
 - ・ 情報を得て、盗難実行者を特定する場合は、その生徒への指導の機会を得るために行うことを共通理解する。
- ② 緊急措置

早急に、事件の概要について教職員で共通理解を図り、盗難時の状況を確認する。

③ 関係機関との連携

悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談の上対応する。

④ 情報の一元化

事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。

生徒の人権やプライバシーに配慮する。

⑤ 市教委への報告

管理職は、事故の概要を速やかに市教委に報告するとともに、対応を協議する。

危機終息後の対応

ア 原因の究明

① 事故調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

② 盗みを行った生徒が明らかになった場合には、盗難事件の事実のみならず、その交友関係や家庭環境などその背景についても把握するように努める。

イ 支援・援助

盗難事件に関わった生徒の間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。

ウ 心のケアなど

① 被害生徒

共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。

② 盗難実行者を特定した場合

- ・ 本人の行為や重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- ・ 叱責や処罰のみに終わることなく、行為に至った背景などについて共感的に聞き取り、共に考えながら指導する。

エ 学級または学年全体の指導

被害の程度などにより、学級または学年全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により、事実が歪曲されたりすることがないように注意する。

オ 再発防止

① 盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。

② 貴重品の管理や不必要な金品の学校への持ち込みについて、生徒の注意の喚起を促すとともに、授業中や部活動中などは、貴重品係や貴重品管理袋を活用するなど予防対策を講じる。

カ 報告

事後措置の状況を市教育委員会に報告する。

危機の予防対策

① 児童生徒理解の充実

日頃から生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化を捉えとともに、悩みや願いの把握に努める。

② 保護者との連携

- ・ 保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会など、学校内の情報を積極的に提供し、学校の現状や指導方針について理解を得る。
- ・ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方について助言する。

◆参考文献◆

文科省 『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』	平成20年
長崎県教育委員会 『情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル(改訂版)』	平成20年
栃木県教育委員会 『児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料』	平成14年
八並光俊・國分康孝編 『新生徒指導ガイド』 図書文化	平成20年
文科省 『規範意識を育む生徒指導体制』生徒指導資料第3集	平成20年